

久山町子ども・子育て支援事業計画 (素案)

もくじ

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
5	計画の対象	4
6	計画策定と地域	5
第2章	計画の推進体制について	6
1	計画の推進体制と地域の役割	6
2	計画の進行管理	6
第3章	子どもと子育て家庭をとりまく現状	7
1	人口等の推移	7
1-1	男女年齢別の構造	7
1-2	長期的な人口構造の推移	8
1-3	人口推計	9
1-4	昼夜人口	10
1-5	世帯の推移	11
1-6	婚姻・離婚件数の推移	11
1-7	出生・死亡の推移	12
1-8	合計特殊出生率の推移	12
1-9	転入・転出の推移	12
2	子どもと子育て支援の現状	13
2-1	保育・教育等の状況	13
(1)	保育所	13
(2)	延長保育	13
(3)	一時預かり	13
(4)	障害児受け入れ	14
(5)	教育サービス（幼稚園）	14
(6)	小学校	15
(7)	学童保育	15
2-2	地域の子育て環境	16

(1)	子育て支援・教育にかかわる施設・地域団体等	16
3	ニーズ調査から見えてきた課題	17
3-1	ニーズ調査	17
3-2	調査結果.....	18
(1)	子育て支援事業の周知度	18
(2)	子育て支援事業の利用意向.....	20
(3)	病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わな い理由.....	23
(4)	子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加	24
(5)	子育て支援として、身近な地域の人にどのようなことを期 待するか	25
(6)	子育てに関して必要な情報.....	26
(7)	自由記入欄に寄せられた意見	27
4	子ども・子育て支援新制度	29
4-1	子ども・子育て支援新制度の創設	29
4-2	子ども・子育て支援新制度の給付・事業	29
(1)	子ども・子育て支援給付	30
(2)	地域子ども・子育て支援事業	31
4-3	子ども・子育て支援新制度の利用の流れ	32
(1)	教育・保育給付施設の確認制度	32
(2)	教育・保育給付のための認定制度	32
(3)	保育の必要性についての認定基準	33
4-4	子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策.....	33
(1)	教育・保育施設給付等.....	34
(2)	地域子ども・子育て支援事業	35
第4章	計画の基本方針	36
1	計画の理念	36
2	計画の基本目標	37
3	計画の体系	39
3-1	基本目標①—子どもたちの育ちへの支援.....	40
(1)	子どもの健やかな成長を促す環境.....	40
(2)	心豊かな人づくり	42
(3)	子どもの自主的な活動を応援	44
3-2	基本目標②—子育て世代への支援	44
(1)	母親と乳幼児の健康づくり.....	44
(2)	相談・支援の推進	48

(3)	乳幼児期の保育教育の充実.....	50
(4)	地域での子育て支援・交流.....	51
(5)	子育て情報の提供・啓発.....	52
(6)	ひとり親家庭等への支援.....	53
3-3	基本目標③ー子育て支援をしやすい地域づくり.....	53
(1)	安心して子育てできるまちづくり.....	53
(2)	子育てへの理解と参加.....	58

おとこわり：本計画において「保育所」「認定子ども園」と表記している施設は、都道府県の認可基準を満たしたうえで都道府県の認可を受けた「認可保育所」及び「認定子ども園」のことを指し、「届出保育所」等の認可外保育所は含まれていません。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

- 少子高齢化社会

わが国では、核家族の増加、ひとり親家庭の増加、就労環境の変化、子どもと家庭を取り巻く環境の変化等により、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきました。

1990年代半ば以降、政府は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、保育、雇用、相談、教育、まちづくり等も加えた幅広い対策を実施してきましたが、想定を超える少子高齢化の進展には歯止めがかからず、女性の社会進出による保育所待機児童や就労環境、「地域の子育て力」の希薄化などの課題がなお残されていました。

そうしたなか、平成15(2003)年7月には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支えようと「次世代育成支援対策推進法」が10年間の時限立法で制定され、各自治体等は「次世代育成支援対策推進法」に基づいて平成17(2005)年度から前期後期5か年ずつの2期10年間の「次世代育成支援行動計画」をそれぞれ策定し、計画的な取り組みを実施してきたところです。

- 新たな子ども子育て支援のしくみ「子ども・子育て支援新制度」

若い人たちのなかでは、将来への不安が先立ち、結婚や出産に進めず、晩婚化、晩産化する人が増加している傾向にあり、子育て世代よりも上の世代では、生涯未婚の人も多くなってきています。

こうした現状を踏まえ、若い人たちが希望する時期に新しい家庭を持って子どもをうみ育てることができるような、子育てをしやすい環境を国や地域をあげて新たに構築していくことが求められています。

また、幼い頃からの教育は、子どもの人格の基礎を形成するうえで重要なもので、子育て支援の一つの柱として保育とともにあわせて取り組むことが望まれます。

こうしたことから、平成22(2010)年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。そのなかで、

1. 生命（いのち）と育ちを大切にする
2. 困っている声に応える
3. 生活（くらし）を支える

の3つを子ども・子育て支援施策を行っていく際の大切な姿勢として示しています。

その後「子ども・子育てビジョン」を受けて、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援法」、「総合こども園法」、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（子ども・子育て関連3法）が成立しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が平成27(2015)年度から本格施行されることとなっています。

● 子ども子育て支援事業計画

久山町では、こうした国の子育て支援の歩みに合わせ、子育て支援を進めてきました。

平成17(2005)年には、「未来へはばたけ 我が郷の 小さな生命」を計画理念として掲げた「久山町次世代育成支援行動計画」が策定され、平成22(2010)年にはその後期計画として「久山町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、現在に至るまでこの計画に沿った子育て支援施策の推進を図っているところです。

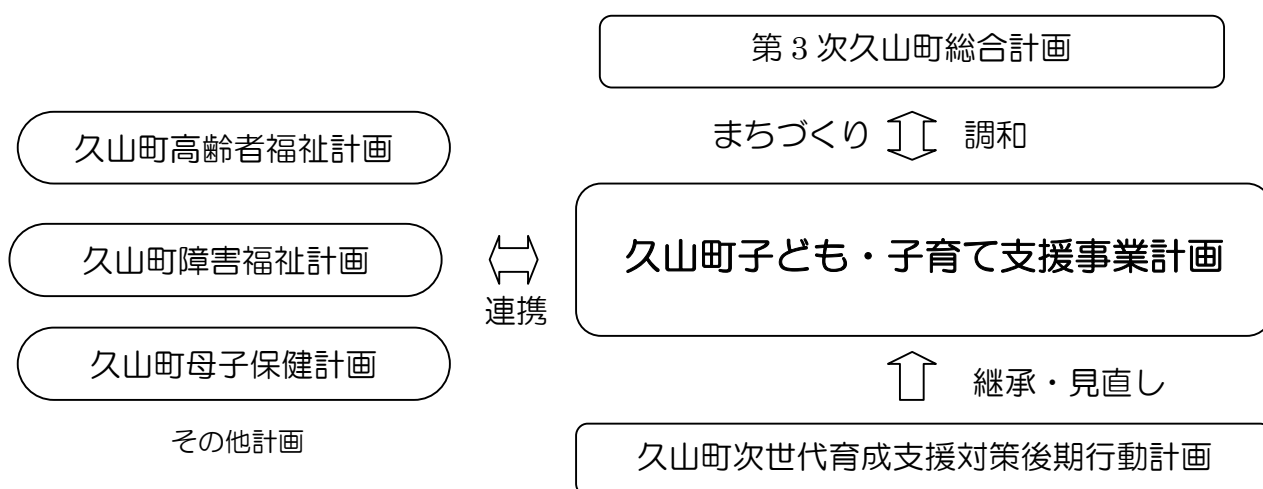
平成27(2015)年度から本格施行される「子ども・子育て支援新制度」の実施にむけて効果的な保育・教育の提供を計画的に進めるとともに、現行の「久山町次世代育成支援後期行動計画」の計画期間が平成26(2014)年度末に終了することから、久山町における子ども・子育て支援の環境の計画的な充実を図るために、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

策定にあたっては、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づいて、子ども・子育てに関わる目標や実施時期を示し、計画的な取り組みを推進することとし、加えて、本計画は町の基本計画である「第3次久山町総合計画」や関連する各種事業計画での理念や目標等に配慮しながら策定しました。

また、子ども・子育て支援に関する時限立法である次世代育成支援対策推進法が延長・改正されたことを踏まえ、「次世代育成支援対策後期行動計画」の考え方を継承し、次世代育成支援対策の取り組みについても一定の見直しを行ったうえで、本計画の策定内容に含めていくこととしました。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5か年とします。

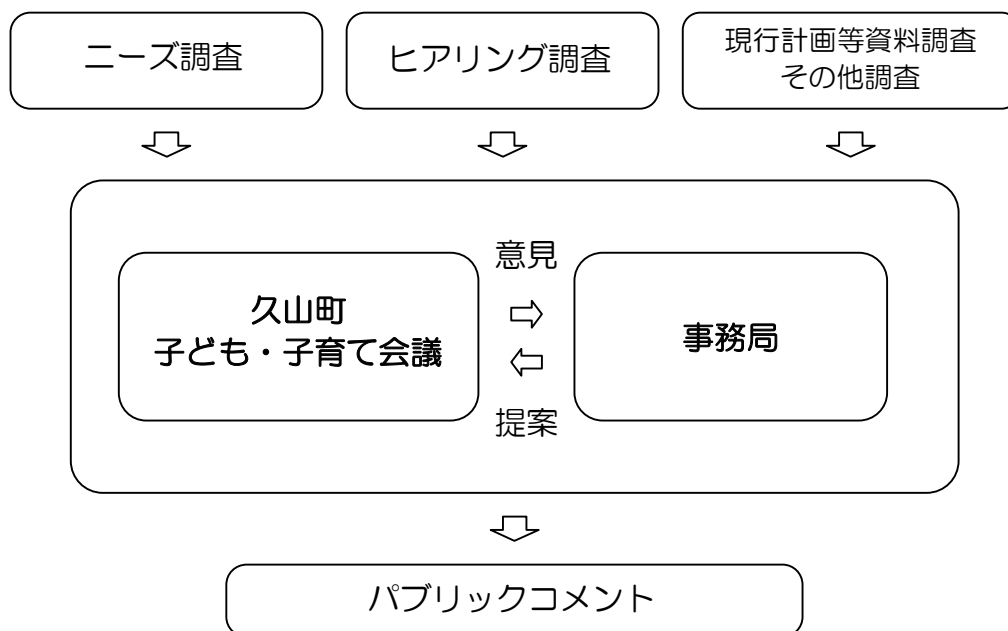
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32以降
次世代育成支援後期計画										
				策定	子ども・子育て支援事業計画（本計画）					

4 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、町内在住の未就学児童の保護者、小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

さらに、必要に応じて保育・教育機関や地域の子ども・子育て関連団体等にヒアリングを実施する等、住民の意見を聞く機会を設けて策定にあたります。

また、久山町子ども・子育て会議を設置し、計画策定及び進捗管理にかかる検討を重ねてきました。



5 計画の対象

本計画では、久山町に住むおおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とします。

また、一部の取り組みについては、これから親となる若い世代も対象としています。

6 計画策定と地域

本計画を策定するにあたっては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとされています。

久山町では、町の子育て人口規模、小中学校の設置状況を勘案し、町全体をひとつの「教育・保育提供区域」と設定し、子ども・子育て支援事業の展開を図ることとしました。

なお、町外にある保育所や幼稚園を利用している子育て家庭のニーズについては、保護者の勤務地や近隣自治体の子育て支援事業等との調整を図りながら対応していくこととしました。

第2章 計画の推進体制について

1 計画の推進体制と地域の役割

本計画の推進にあたって、普段から町内外の関係機関と連携して総合的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、小学校等の「保育・教育」機関、事業所、住民と連携して、さまざまな意見を取り入れる機会を確保しながら進めていきます。

また、町では、地域住民・団体にむけて、子ども・子育て支援について深い理解と協力をお願いし、地域ぐるみでの子ども・子育てへの取り組みに協調・連携しながら、支援していく体制を構築していきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況及び事業の成果について、計画年度毎の定期的な点検・評価を実施し、評価に基づいて事業の改善を進めていきます。

その際、「久山町子ども・子育て会議」を定期的を開催し、点検・評価について検討・意見聴取を行っていきます。

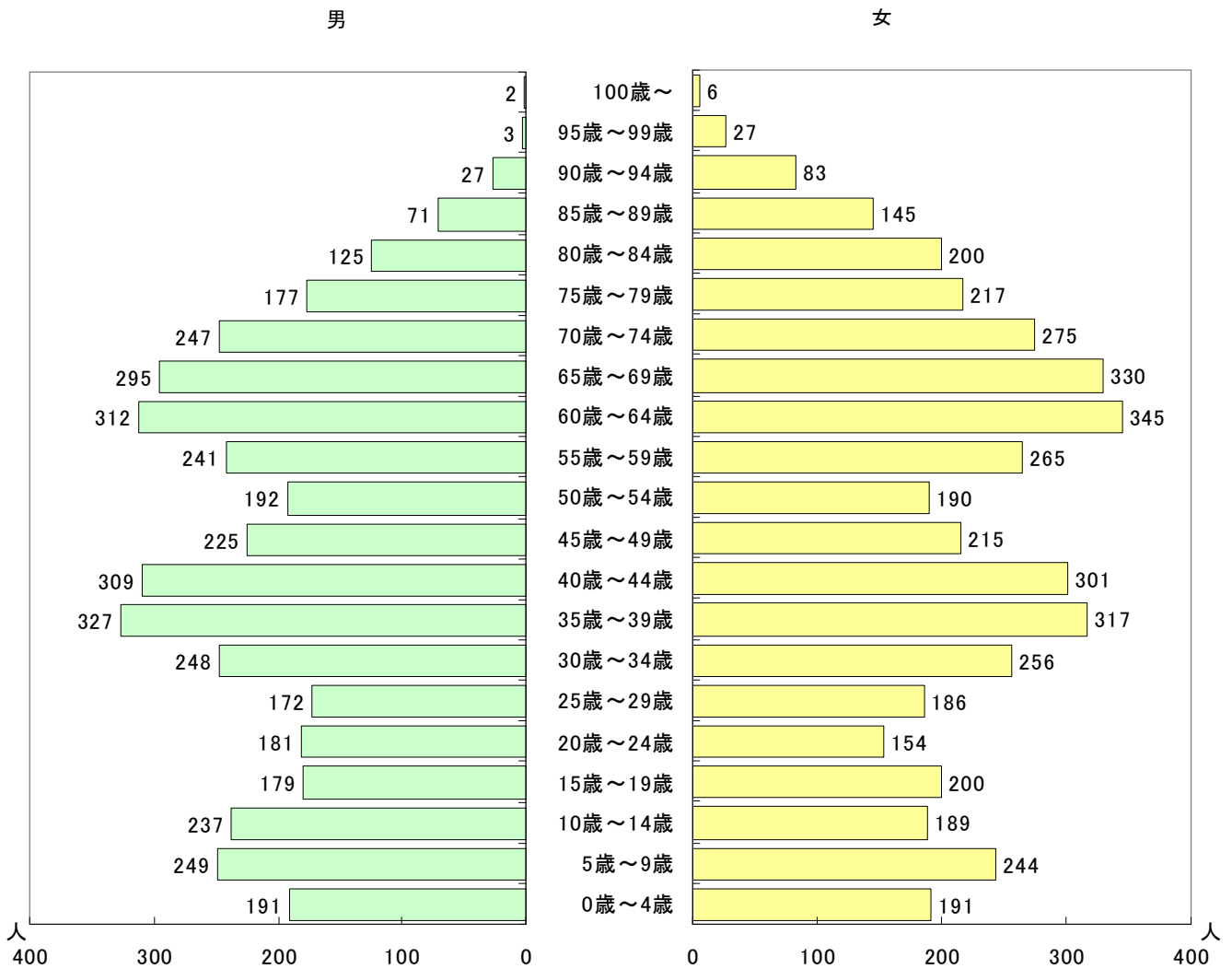
加えて、子ども・子育てをとりまく社会状況に大きな変動や新たな課題が発生した場合などに、必要に応じてアンケート・ヒアリング等による住民意見の聴取や、不定期の「久山町子ども・子育て会議」の開催等によって事業の調整・充実に向けて取り組んでいきます。

第3章 子どもと子育て家庭をとりまく現状

1 人口等の推移

1-1 男女年齢別の構造

本町の総人口は、平成26(2014)年3月31日時点の住民基本台帳で8,346人です。年代別にグラフで見ると15歳～29歳の人口が少なく、「つりがね型」と呼ばれる人口構造から「つぼ型」と呼ばれる人口構造の中間の人口構造をしていて、少子高齢化が進みつつある社会の形といえます。男女とも35歳～44歳、60歳代の人口が多くなっています。



平成26年3月31日現在住民登録基本台帳

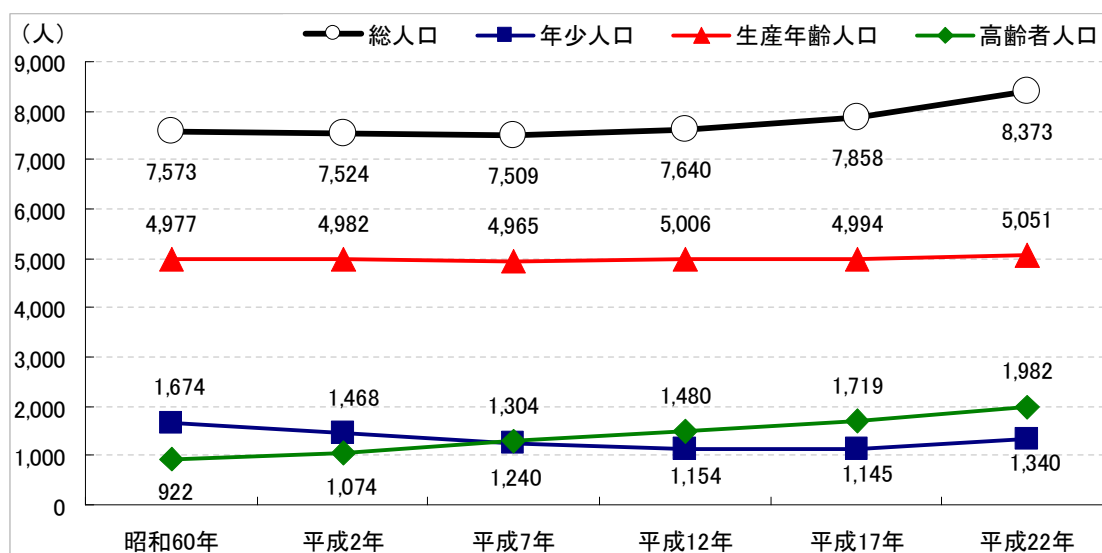
1-2 長期的な人口構造の推移

国勢調査による長期的な人口の推移を見てみると、昭和60(1985)年に7,573人であった総人口は、平成22(2010)年には8,373人と25年間で800人、割合にして10.6%増加しています。

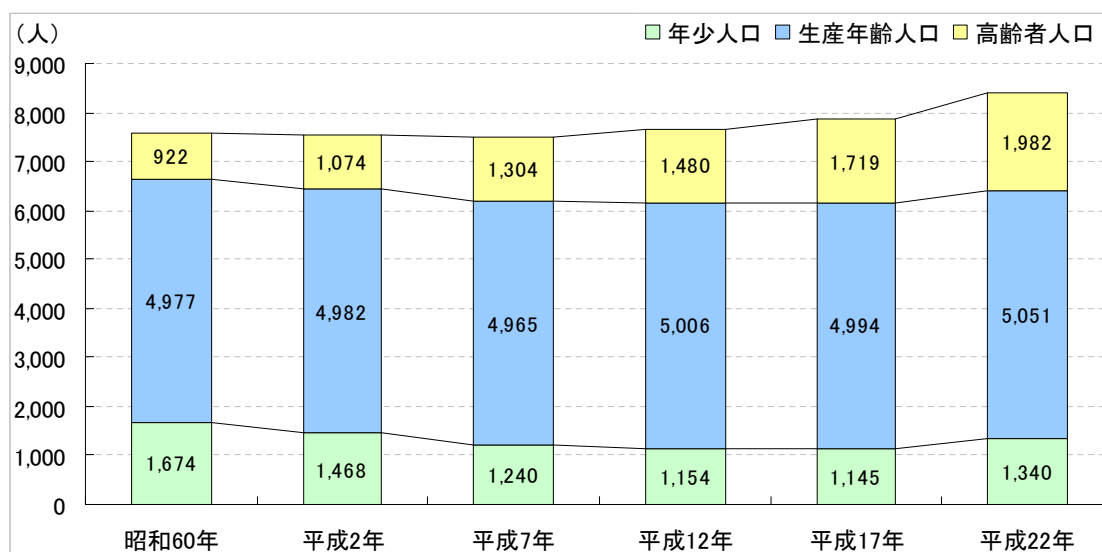
また、同時期の年少人口(15歳未満の人口)は、1,674人から1,340人と減少してきて、町の人口に対する15歳未満の割合は、22.1%から16.0%と6.1ポイント減少しています。

一方、同時期の高齢者人口(65歳以上の人口)は、922人から1,982人と2倍以上に増加していて、町の人口に対する高齢者の割合は、12.2%から23.7%と大きくなっています。

このことは、総人口について現状では増加傾向にあるものの、子どもの人口減少、高齢者の人口増加により、将来急速に少子高齢化が進むであろうと推測されます。



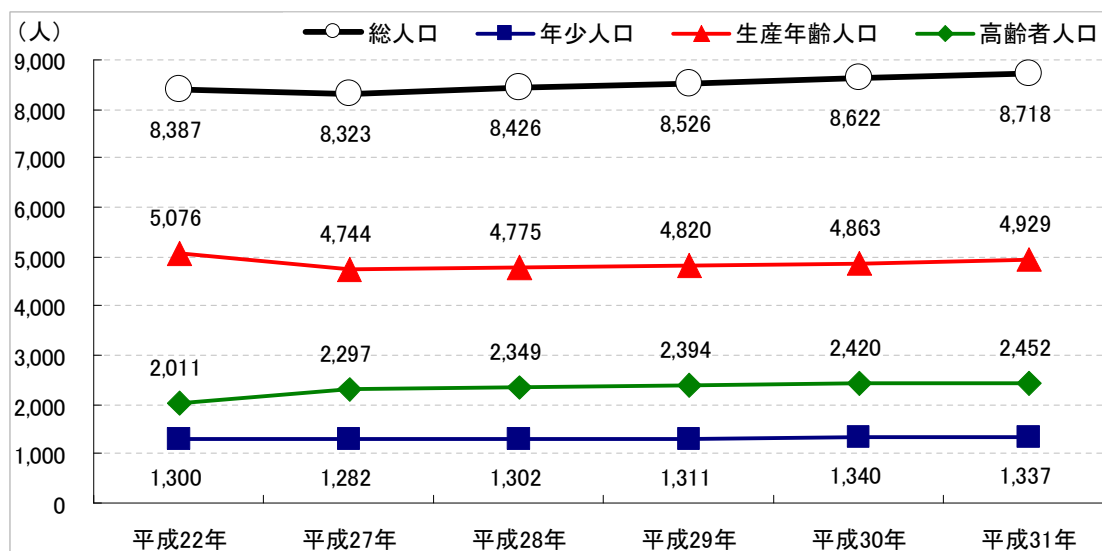
国勢調査



国勢調査

1-3 人口推計

本計画の実施期間〔平成27(2015)年～平成31(2019)年〕における久山町の人口の推移についてコーホート要因法を用いて推計すると次のようになります。



住民登録基本台帳より推計

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口 (A)	8,387	8,323	8,426	8,526	8,622	8,718
0～14歳 (B)	1,300	1,282	1,302	1,311	1,340	1,337
比率(B/A)	15.5%	15.4%	15.5%	15.4%	15.5%	15.3%
15～64歳 (C)	5,076	4,744	4,775	4,820	4,863	4,929
比率(C/A)	60.5%	57.0%	56.7%	56.5%	56.4%	56.5%
65歳～ (D)	2,011	2,297	2,349	2,394	2,420	2,452
比率(D/A)	24.0%	27.6%	27.9%	28.1%	28.1%	28.1%

住民登録基本台帳より推計

この期間においては、総人口がわずかながら増加していくなかで、その増加した分以上に高齢者の人口が増加していくと見られ、平成31(2019)年の高齢化率は28.1%と推計しています。

15歳未満の人口（年少人口）は、安定していて総人口に対する割合はあまり大きな変動がないものと推計しています。

本計画に深く関わる11歳以下（未就学・小学生児童）の人口推移は、次の表のように推計しています。

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	84	61	64	63	62	62
1～2歳	176	131	127	138	140	138
3～5歳	297	251	243	238	231	229
6～8歳	268	291	298	275	277	268
9～11歳	251	301	304	306	313	320

住民登録基本台帳より推計

1-4 昼夜人口

町で仕事や通学による人口の移動について見てみると次のようになっています。

平成22(2010)年の国勢調査では、夜間人口8,373人に対し、仕事や通学で町内に来る人を含めた昼間の人口は10,673人とかなり多くなっていて、その割合は、127.4%となっています。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
昼間人口	7,524	7,509	7,640	7,858	8,373
夜間人口	7,176	7,614	8,795	9,899	10,673
昼/夜間人口比	95.4 %	101.4 %	115.1 %	126.0 %	127.5 %

国勢調査

1-5 世帯の推移

町で子どものいる世帯についてみてみると次のようになっています。

平成22(2010)年の国勢調査では、全一般世帯数は2,653世帯、そのうち6歳未満のいる世帯は382世帯、18歳未満のいる世帯は831世帯となっていてその割合は、それぞれ14.4%、31.3%となっています。

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数		2,048	2,120	2,312	2,444	2,653
6歳未満親族のいる世帯数		315	250	273	301	382
世帯数の割合		15.4%	11.8%	11.8%	12.3%	14.4%
	1人世帯					
	2人世帯		1		3	4
	3人世帯	29	26	58	78	79
	4人世帯	83	64	69	93	172
	5人世帯	82	68	45	52	69
	6人世帯	55	49	51	40	37
	7人以上の世帯	66	42	50	35	21
18歳未満親族のいる世帯数		929	769	736	730	831
世帯数の割合		45.4%	36.3%	31.8%	29.9%	31.3%
	1人世帯					3
	2人世帯	10	5	5	10	14
	3人世帯	111	80	112	144	154
	4人世帯	295	227	222	226	346
	5人世帯	249	201	165	163	161
	6人世帯	144	144	130	113	95
	7人以上の世帯	120	112	102	74	58

国勢調査

1-6 婚姻・離婚件数の推移

町の婚姻・離婚件数についてみてみると次のようになっています。

平成25(2013)年の人口動態調査では、婚姻件数は35件、離婚件数は13件となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
婚姻件数	37	40	35	27	35
離婚件数	10	13	21	13	13

人口動態調査

1-7 出生・死亡の推移

町の出生・死亡件数についてみてみると次のようになっています。

平成25(2013)年の人口動態調査では、出生件数は59件、死亡件数は86件となっていて、自然増減は27人減となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	82	61	70	68	59
死亡数	71	76	80	61	86

人口動態調査

1-8 合計特殊出生率の推移

町の合計特殊出生率についてみてみると次のようになっています。

平成23(2011)年の福岡県保健統計年報から算出すると1.35で、同時期の全国値1.39、福岡県の値1.42に比べ低くなっています。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
久山町	1.52	1.30	1.54	1.06	1.35
福岡県	1.34	1.37	1.37	1.44	1.42
全国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39

福岡県保健統計年報等

1-9 転入・転出の推移

町の転入・転出件数についてみてみると次のようになっています。

平成25(2013)年の住民登録異動は、転入件数は367件、転出件数は320件となっていて、社会的増減は47人増となっています。

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
転入数	405	325	301	253	367
転出数	312	379	329	262	320

人口動態調査

2 子どもと子育て支援の現状

2-1 保育・教育等の状況

(1) 保育所

町には平成26(2014)年4月時点で、1園の保育所があり0歳～5歳の総児童数472人に対し、総定員数は120人となっています。

また、町内の保育所に通園している児童数は112人となっていて、0歳～5歳の児童のうち保育所に通園している児童の割合は、23.7%となっています。

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
町内保育所定員	120	120	120	120	120	120
町内通園児童数	135	141	133	115	111	112
総児童数	536	557	504	501	489	472
通園率	25.2 %	25.3 %	26.4 %	23.0 %	22.7 %	23.7 %

(2) 延長保育

町内保育所での延長保育の年間延べ利用者数は次の表のとおりです。

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
延べ利用者数	1,641	1,946	2,081	1,664	2,356	

(3) 一時預かり

町内保育所では、一時預かりを実施していて、年間の延べ利用者数は次の表のとおりです。

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
延べ利用者数	11	186	19	189	201	

(4) 障害児受け入れ

町内保育所では、障害児受け入れに対応していて、平成26(2014)年4月時点で1人の受け入れをしています。

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
実人数	1	1	1	1	1	1

(5) 教育サービス（幼稚園）

町には平成26(2014)年4月時点で、2園の幼稚園があり3歳～5歳の総児童数259人に対し、総定員数は280人となっています。

また、町内の幼稚園に通園している児童数は145人となっていて、3歳～5歳の児童のうち幼稚園に通園している児童の割合は、56.0%となっています。

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
町内幼稚園定員	280	280	280	280	280	280
町内通園児童数	162	174	165	163	158	145
総児童数	283	297	281	280	277	259
通園率	57.2 %	58.6 %	58.7 %	58.2 %	57.0 %	56.0 %

(6) 小学校

町では現在2校の小学校があり、小学校に通学している児童数は平成26(2014)年4月時点で577人となっています。

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
1年生	74	101	104	92	94	108
2年生	95	73	101	106	87	96
3年生	82	95	70	100	111	92
4年生	78	82	94	70	98	112
5年生	89	81	83	93	70	98
6年生	83	89	82	82	92	71
合計	501	521	534	543	552	577

(7) 学童保育

町内での学童保育は、現在2ヶ所を実施しており、平成26(2014)年の利用児童数は120人となっています。

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
利用定員	90	90	90	90	90	90
利用児童数	55	75	87	100	103	120
(1年～3年)	52	69	85	97	95	108
(4年～6年)	3	6	2	3	8	12

2-2 地域の子育て環境

(1) 子育て支援・教育にかかわる施設・地域団体等

町内で子育て支援・教育にかかわる主な施設や地域団体等は、次のとおりです。

	施設名	定員・施設機能等
保育所	ひさやま保育園杜の郷	定員120名
幼稚園	久原幼稚園	定員140名
	山田幼稚園	定員140名
小学校	久原小学校	
	山田小学校	
中学校	久山中学校	
学童保育所	久原学童保育	定員45名
	山田学童保育	定員45名
子育て支援施設	久山町子育て支援センター 「木子里（きっこり）」	子育て支援事業等で活用
保健施設	ヘルスC&Cセンター	母子保健事業等で活用
住民利用施設	公民館・各地区公民館	交流事業等で活用
公園等	久山町総合グランド公園	子ども・親子の活動、居場所
	久山町総合運動公園	

子育て支援・教育に関わる団体名	おもな活動内容等
久山町PTA連絡協議会	相互連携・道徳教育等
久山町子ども会育成会連絡協議会	各行政区イベント行事・カルタ大会等
民生児童委員	児童福祉活動・見守り等
久山町老人クラブ連合会	ジュニア・シニアスポーツ大会 ゲストティーチャー等
久山町ボランティア連絡協議会	読み聞かせ・ゲストティーチャー等
久山町社会福祉協議会	盲導犬体験・ワークキャンプ等
久山町子育て支援なかよしグループ	クッキング教室・体験講座等

3 ニーズ調査から見えてきた課題

3-1 ニーズ調査

■ 調査の目的

久山町子ども・子育て支援事業計画策定にむけて、必要な事業量の見込みを検討するための基礎データとなる子育て中の保護者のニーズを把握するために実施しました。

■ 調査の対象

就学前の子どもと小学生の子どもについて、子育てをしているすべての家庭を対象とし、対象となる子どもが複数いる家庭には、重複した調査記入の負担を軽減するために、対象家庭に1部だけの調査票を配布し、一番若い子どもについて調査協力をお願いしました。

■ 調査の方法

調査票は、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査として、国が示した調査項目に沿って作成しました。

また、就学前の子どもがいる家庭への調査票と小学生の子どもがいる家庭への調査票の2種類の調査票を用意し、対象となる一番若い子どもについて、町内保育園に通っている子どもの家庭には、保育園を通じて配布し、町内小学校に通っている子どもの家庭には、小学校を通じて配布しました。

そのほか、幼稚園に通わせている家庭、在宅で保育をしている家庭、及び町外小学校等で、間接的に配布ができない家庭には、郵送により配布しました。

町内保育園、小学校を通じ配布した家庭からは、それぞれの保育園、小学校で回収を行い、郵送で配布した家庭には、調査票に同封した受取人払いの返送用封筒により、郵送で返送をお願いしました。

■ 調査の期間と実施

調査期間は、平成26年2月7日から平成26年2月17日までとして、数日遅れて回収できた分も集計に含めることとしました。

配布回収の状況については、次のとおりでした。

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童対象分	396	314	314	82.41%
小学校児童対象分	381	361	361	91.16%

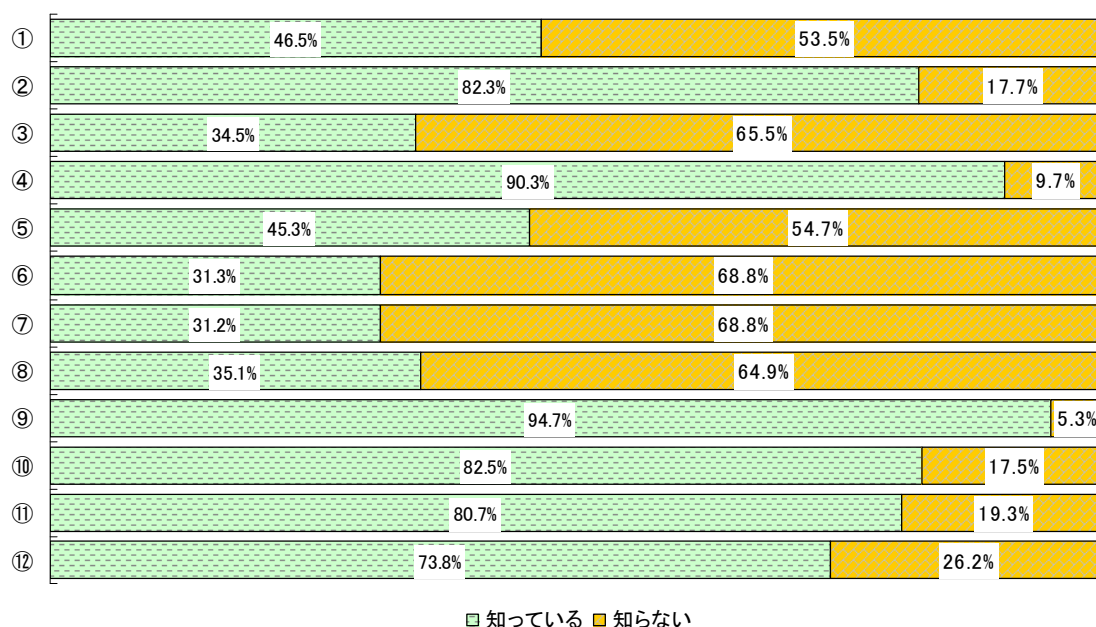
3-2 調査結果

(1) 子育て支援事業の周知度

■ 就学前児童の調査の結果

「久山町子育て支援センター『木子里』」を知っているとする方が94.7%と最も多く、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」とする方が90.3%、「子育て支援（幼稚園未就園児交流）」とする方が82.5%と続いています。

また、相談や情報提供についての取り組み（保健センターの事業を除く）の周知度は低くなっています。



	知っている	知らない	無回答・無効
① 母親(父親)学級、両親学級、育児学級	138	159	17
② 保健センターの情報・相談事業	246	53	15
③ 教育相談センター・教育相談室	105	199	10
④ 保育所や幼稚園の園庭等の開放	271	29	14
⑤ 児童館	136	164	14
⑥ 子育ての総合相談窓口	95	209	10
⑦ 自治体発行の子育て支援情報誌	93	205	16
⑧ 育児支援家庭訪問事業	105	194	15
⑨ 久山町子育て支援センター「木子里」	284	16	14
⑩ 子育て支援(幼稚園未就園児交流)	250	53	11
⑪ なかよしクッキング教室	246	59	9
⑫ 子育てサークル	223	79	12

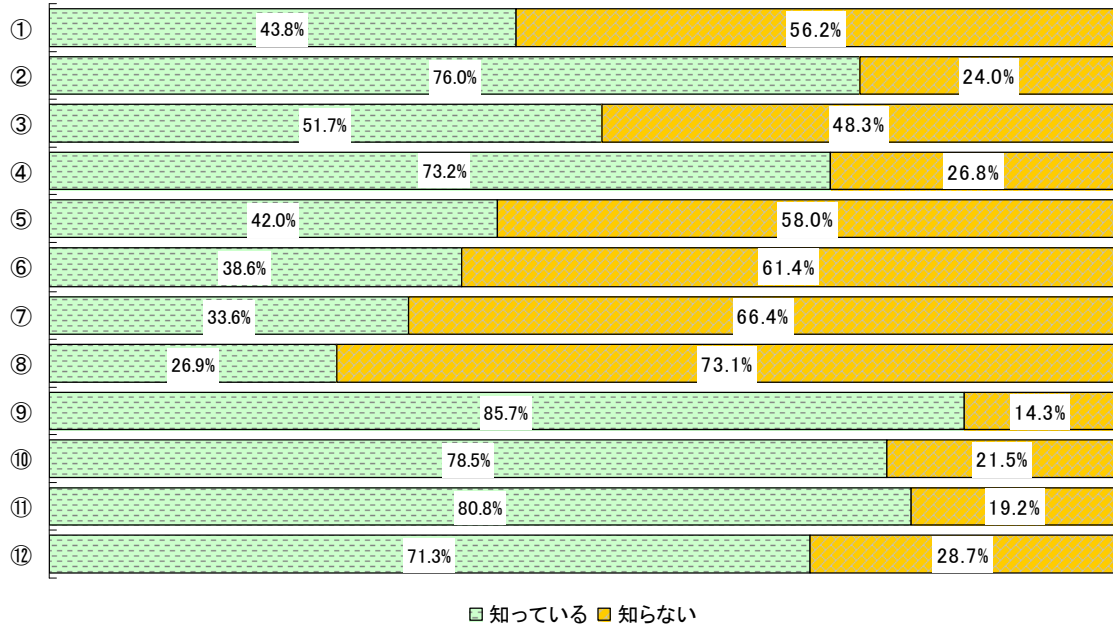
N= 314

(人)

■ 小学校児童の調査の結果

「久山町子育て支援センター『木子里』」を知っているとする方が85.7%と最も多く、「なかよしクッキング教室」とする方が80.8%、「子育て支援（幼稚園未就園児交流）」とする方が78.5%と続いています。

また、町に設置されていない児童館と相談や情報提供について（保健センターの事業を除く）の周知度は低くなっています。



	知っている	知らない	無回答・無効
① 母親(父親)学級、両親学級、育児学級	148	190	23
② 保健センターの情報・相談事業	260	82	19
③ 教育相談センター・教育相談室	178	166	17
④ 保育所や幼稚園の園庭等の開放	254	93	14
⑤ 児童館	144	199	18
⑥ 子育ての総合相談窓口	134	213	14
⑦ 自治体発行の子育て支援情報誌	117	231	13
⑧ 育児支援家庭訪問事業	93	253	15
⑨ 久山町子育て支援センター「木子里」	299	50	12
⑩ 子育て支援(幼稚園未就園児交流)	274	75	12
⑪ なかよしクッキング教室	282	67	12
⑫ 子育てサークル	246	99	16

N= 361

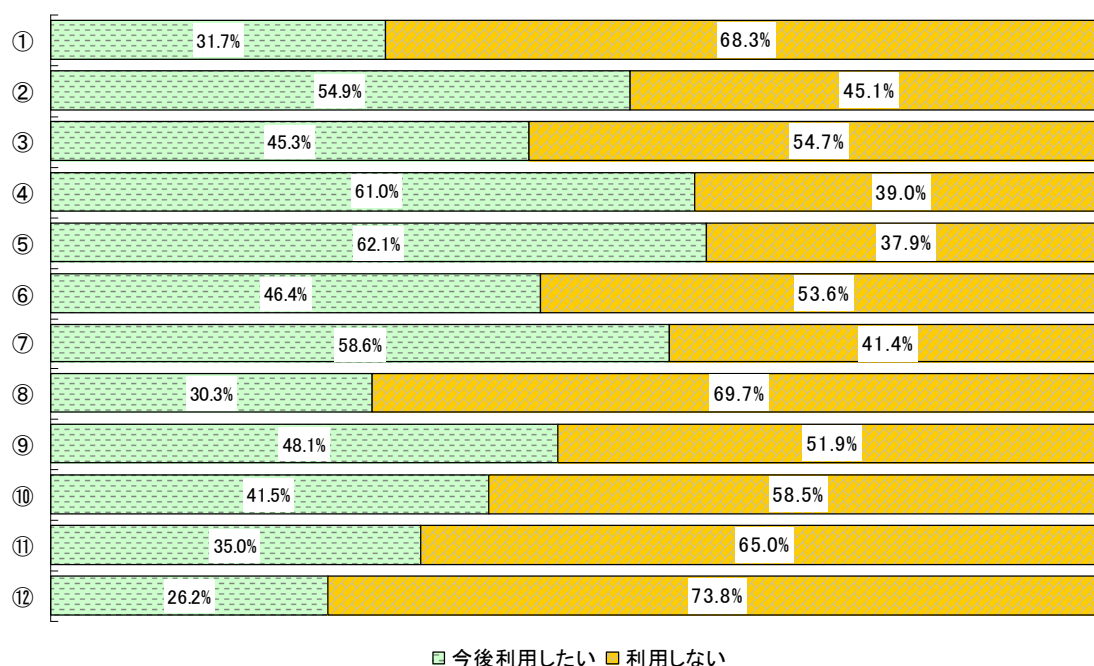
(人)

(2) 子育て支援事業の利用意向

■ 就学前児童の調査の結果

「児童館」を今後利用したいとする方が62.1%と最も多く、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」とする方が61.0%、「自治体発行の子育て支援情報誌」とする方が58.6%と続いています。

また、子育てサークルや育児支援家庭訪問事業の利用意向は低くなっています。



	今後利用したい	利用しない	無回答・無効
① 母親(父親)学級、両親学級、育児学級	88	190	36
② 保健センターの情報・相談事業	152	125	37
③ 教育相談センター・教育相談室	126	152	36
④ 保育所や幼稚園の園庭等の開放	172	110	32
⑤ 児童館	174	106	34
⑥ 子育ての総合相談窓口	130	150	34
⑦ 自治体発行の子育て支援情報誌	164	116	34
⑧ 育児支援家庭訪問事業	84	193	37
⑨ 久山町子育て支援センター「木子里」	137	148	29
⑩ 子育て支援(幼稚園未就園児交流)	117	165	32
⑪ なかよしクッキング教室	100	186	28
⑫ 子育てサークル	75	211	28

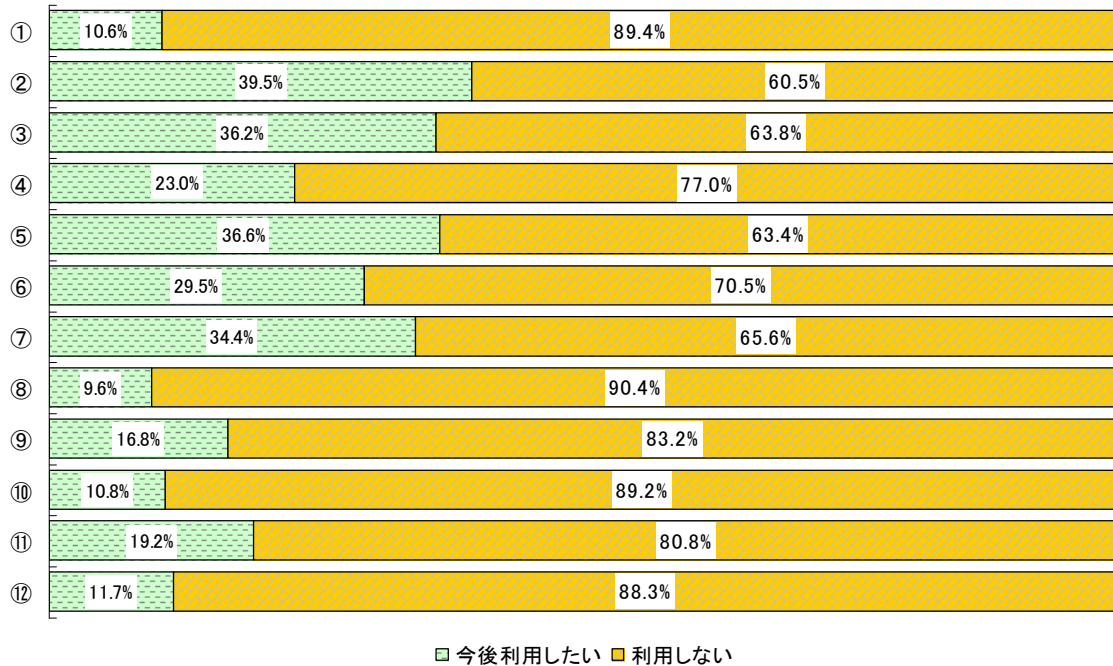
N= 314

(人)

■ 小学校児童の調査の結果

「保健センターの情報・相談事業」を今後利用したいとする方が39.5%と最も多く、「児童館」とする方が36.6%、「教育相談センター・教育相談室」とする方が36.2%と続いています。

乳幼児をもつ家庭への事業が多いためか全体的に利用意向は低く現われていると考えられます。



	今後利用したい	利用しない	無回答・無効
① 母親(父親)学級、両親学級、育児学級	33	278	50
② 保健センターの情報・相談事業	123	188	50
③ 教育相談センター・教育相談室	113	199	49
④ 保育所や幼稚園の園庭等の開放	72	241	48
⑤ 児童館	113	196	52
⑥ 子育ての総合相談窓口	91	217	53
⑦ 自治体発行の子育て支援情報誌	107	204	50
⑧ 育児支援家庭訪問事業	30	282	49
⑨ 久山町子育て支援センター「木子里」	53	262	46
⑩ 子育て支援(幼稚園未就園児交流)	34	281	46
⑪ なかよしクッキング教室	61	256	44
⑫ 子育てサークル	37	280	44

N= 361

(人)

■ 子育て支援事業の課題

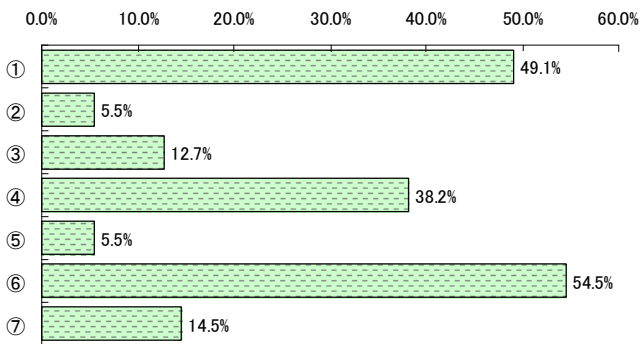
児童館の利用意向が相当の割合であることがわかり、設置の検討をする必要があります。

相談・情報提供について、子育て中に乳幼児健診等で必ず利用するであろう保健センターの事業を除いては、窓口や広報による相談・情報提供は、利用意向が一定数あるにもかかわらず、利用に至っていない傾向があり、いっそうの周知が必要であることがわかります。

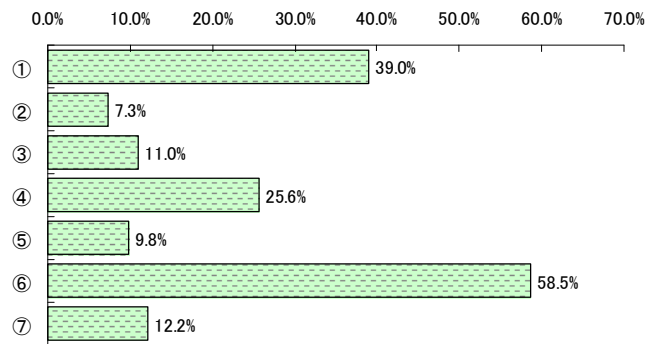
(3) 病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わない理由

就学前児童、小学校児童ともに、「親が仕事を休んで対応する」とする方が最も多く、それぞれ54.5%、58.5%となっており、ついで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」とする方がそれぞれ49.1%、39.0%となっています。

■ 就学前児童の調査の結果



■ 小学校児童の調査の結果



① 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安	27
② 地域の事業の質に不安がある	3
③ 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない	7
④ 利用料がかかる・高い	21
⑤ 利用料がわからない	3
⑥ 親が仕事を休んで対応する	30
⑦ その他	8

N= 55 複数回答

(人)

① 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安	32
② 地域の事業の質に不安がある	6
③ 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない	9
④ 利用料がかかる・高い	21
⑤ 利用料がわからない	8
⑥ 親が仕事を休んで対応する	48
⑦ その他	10

N= 82 複数回答

(人)

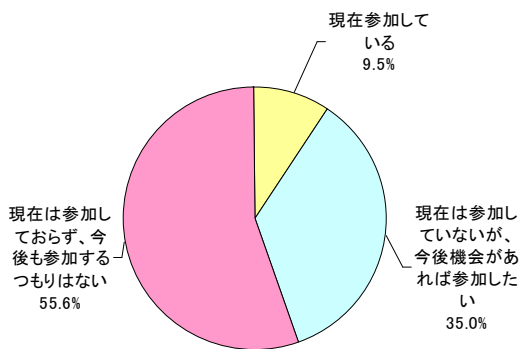
■ 病児・病後児への対応

現在、糟屋中部3町による病時保育を実施していますが、利用したいとは思わない理由を見ると、病児・病後児を他人に看てもらうのは不安であることや親が仕事を休んで対応することで利用しないとする保護者が多く、利便性を理由として利用しないとする保護者は、1割を超える程度であることがわかり、現状のまま継続することが望ましいと考えられます。

(4) 子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加

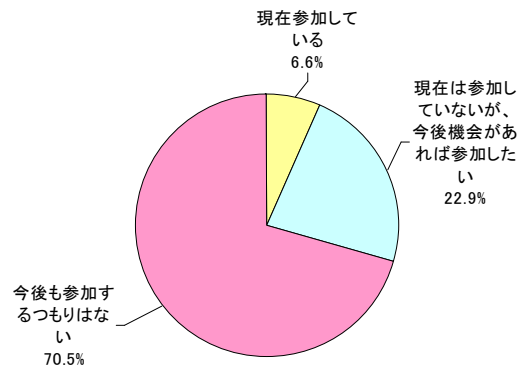
就学前児童、小学校児童ともに、「今後も参加するつもりはない」とする方が最も多く、それぞれ55.6%、70.5%となっており、ついで「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」とする方がそれぞれ35.0%、22.9%、「現在参加している」とする方がそれぞれ9.5%、6.6%となっています。

■ 就学前児童の調査の結果



現在参加している	29
現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい	107
現在は参加しておらず、今後参加するつもりはない	170
無回答・無効	8
N= 314 (人)	

■ 小学校児童の調査の結果



現在参加している	23
現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい	80
現在は参加しておらず、今後参加するつもりはない	246
無回答・無効	12
N= 361 (人)	

■ 子育てサークルなど自主的な活動への参加の課題

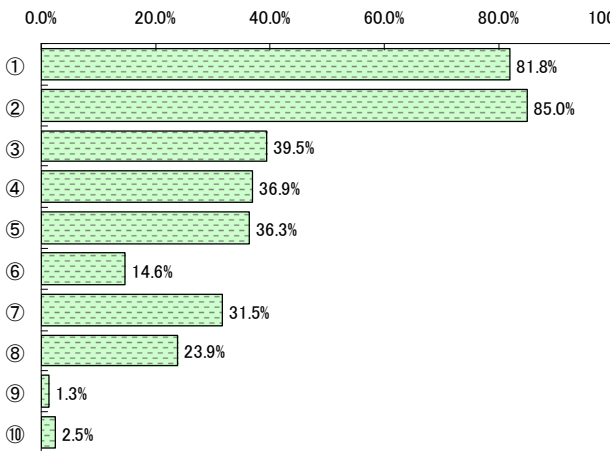
子育てサークルなど自主的な活動をしている人は1割にも満たない状況です。表にはありませんが、「現在参加している」方のうち、母親が就労していない場合が18人、パートタイムの場合が8人、フルタイムが3人となっていて、現状では平日の日中に行われているため、母親が就労していない場合が多くなっていると考えられます。

このような活動は、本来自主的な活動であり、事業としては交流の機会が少ない専業主婦等に交流の機会を用意する必要があることと、参加された方が今後地域の活動に協力できるようになることも踏まえて、すべての子育て家庭に参加の呼びかけを進める必要があります。

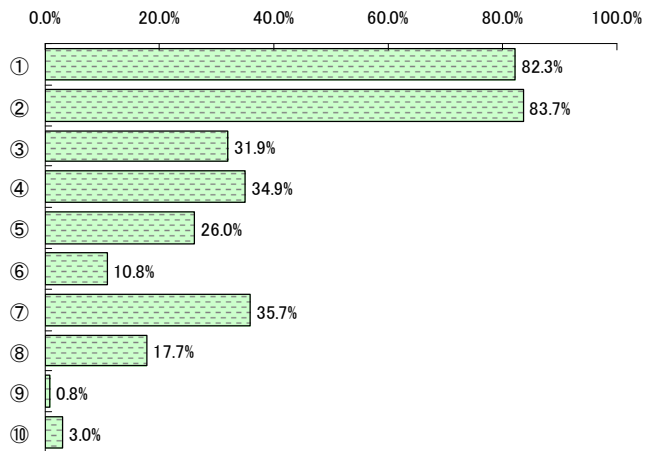
(5) 子育て支援として、身近な地域の人にどのようなことを期待するか

就学前児童、小学校児童ともに、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」とする方が最も多く、それぞれ81.8%、83.7%となっており、ついで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」とする方がそれぞれ81.8%、82.3%、「地区の公民館が子どもたちの居場所のひとつとなるようにしてほしい」とする方がそれぞれ39.5%、35.7%となっています。

■ 就学前児童の調査の結果



■ 小学校児童の調査の結果



	就学前	小学校
① 危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい	257	297
② 子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい	267	302
③ 昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、暖かい目で見してほしい	124	115
④ 子どもに遊びやスポーツ、地域の伝統文化など教えてほしい	116	126
⑤ 子どもが参加できる地域行事や催しなどを実施してほしい	114	94
⑥ 子育てに関する悩みを聞いたり、相談相手になったりしてほしい	46	39
⑦ 地区の公民館が子どもたちの居場所のひとつとなるようにしてほしい	99	129
⑧ 緊急時やほんのちょっとした時などに子どもを一時的に預かってほしい	75	64
⑨ その他	4	3
⑩ 特になし	8	11

複数回答 N= 314 N= 361

■ 身近な地域の人への期待について

地域の人への期待について、見守りや・注意といったことが非常に多いことがわかります。

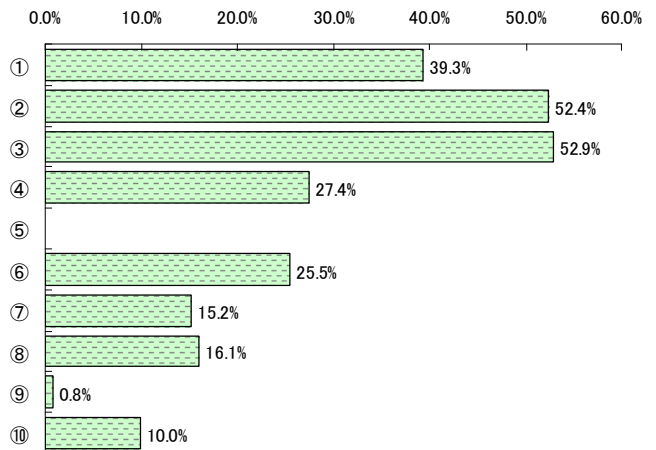
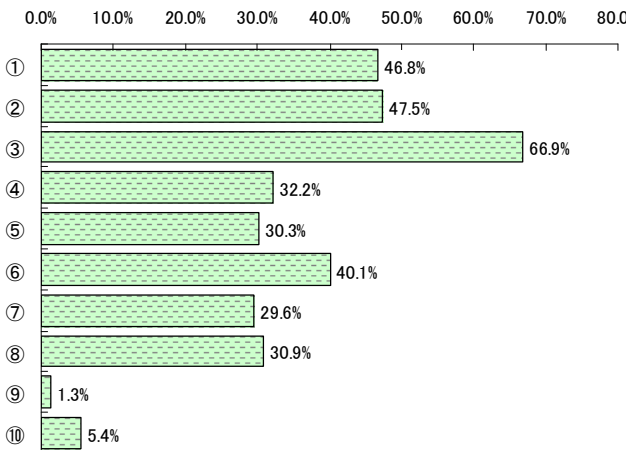
地域住民、団体に子育て支援への参加協力の呼びかけや啓発が必要です。

(6) 子育てに関して必要な情報

就学前児童、小学校児童ともに、「公園や遊び場」とする方が最も多く、それぞれ66.9%、52.9%となっており、「医療や医療機関」とする方がそれぞれ47.5%、52.4%、「子どもが病気の時の対処法」とする方がそれぞれ46.8%、39.3%となっています。

■ 就学前児童の調査の結果

■ 小学校児童の調査の結果



	就学前	小学校
① 子どもが病気の時の対処法	147	142
② 医療や医療機関	149	189
③ 公園や遊び場	210	191
④ 子どもの健康・発達	101	99
⑤ 保育所や幼稚園の情報	95	
⑥ 子育て関連の公共サービス	126	92
⑦ 託児施設や託児サービスのある施設	93	55
⑧ 子育てサークルやイベント・講座	97	58
⑨ その他	4	3
⑩ 特にない	17	36

複数回答 N= 314 N= 361

■ 子育てに関して必要な情報

公園や遊び場、医療について感心が高いことがわかります。

公園や遊び場、医療に関係するサービス・施設の情報提供についてより充実していく必要があります。

(7) 自由記入欄に寄せられた意見

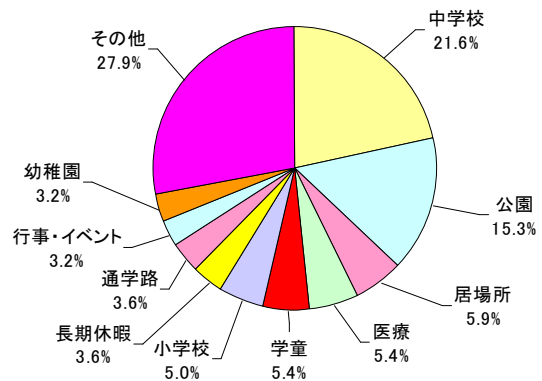
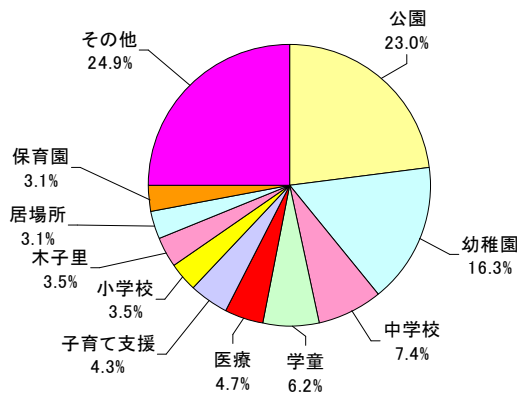
自由記入欄に寄せられた意見を分類して上位10位の分野とそれ以外を「その他」に整理して表すと、次のようになります。

共通する意見としては、公園、中学校、学童保育、医療について多く見られます。

就学前児童では幼稚園、小学校児童では居場所についてが特徴的です。

■ 就学前児童の調査の結果

■ 小学校児童の調査の結果



	件数	割合
公園	59	18.8%
幼稚園	42	13.4%
中学校	19	6.1%
学童	16	5.1%
医療	12	3.8%
子育て支援	11	3.5%
小学校	9	2.9%
木子里	9	2.9%
居場所	8	2.5%
保育園	8	2.5%
その他	64	20.4%
合計	257	81.8%

N= 314

	件数	割合
中学校	48	13.3%
公園	34	9.4%
居場所	13	3.6%
医療	12	3.3%
学童	12	3.3%
小学校	11	3.0%
長期休暇	8	2.2%
通学路	8	2.2%
行事・イベント	7	1.9%
幼稚園	7	1.9%
その他	62	17.2%
合計	222	61.5%

N= 361

■ 意見の内容別の件数

寄せられた意見を内容別に多かったものを整理すると、次のようになります。

就学前児童では公園が欲しい、遊具が欲しいという意見が多く、次に幼稚園の預かり保育、将来を考えてのことからか、中学校の給食、学童の環境充実と続いています。

小学校児童では中学校の給食希望の意見が多く、次に公園が欲しい、遊具が欲しいと続き、医療費の補助、児童館が欲しいとなっています。

■ 就学前児童の調査の結果

		件数	割合
公園	欲しい	24	9.3%
公園	遊具	22	8.6%
幼稚園	預かり保育	20	7.8%
中学校	給食	18	7.0%
学童	環境充実	10	3.9%
その他	子育てに好都合	9	3.5%
医療	医療費	8	3.1%
図書館	小さい子	5	1.9%
公園	近所に	4	1.6%
幼稚園	バス	4	1.6%
幼稚園	給食	4	1.6%
幼稚園	教育	4	1.6%
居場所	屋内施設	4	1.6%
保育園	保育料	4	1.6%
児童館	欲しい	4	1.6%
合計			56.0%

N= 257

■ 小学校児童の調査の結果

		件数	割合
中学校	給食	43	19.4%
公園	欲しい	16	7.2%
公園	遊具	13	5.9%
医療	医療費	11	5.0%
児童館	欲しい	6	2.7%
居場所	欲しい	5	2.3%
長期休暇	預かり	5	2.3%
小学校	冷暖房	4	1.8%
学童	環境充実	3	1.4%
通学路	見守り	3	1.4%
長期休暇	居場所	3	1.4%
幼稚園	預かり保育	3	1.4%
安全確保	交通	3	1.4%
経済的支援	教育費用	3	1.4%
病時保育	利用しにくい	3	1.4%
合計			55.9%

N= 216

■ 課題等

学童保育では、定員を超える利用希望がある時期があり、定員の拡大を検討する必要があります。

また、アンケート調査結果からは、広場や遊具のある公園のような屋外施設、児童館のような屋内施設といった子どもや親子で利用する場について、子育て家庭のニーズに合った広場・公園や屋内施設がないという意見が多く見られ、屋内外で子どもや子育て家庭が活動できるよう設備や施設の整備が必要です。

また、子育て支援ボランティアの活性化を図るため、子育てを終えた世代が、自らの子育て経験を活かして現役の子育て世代の手助けになるといった、地域の潜在力を発掘することが必要です。

4 子ども・子育て支援新制度

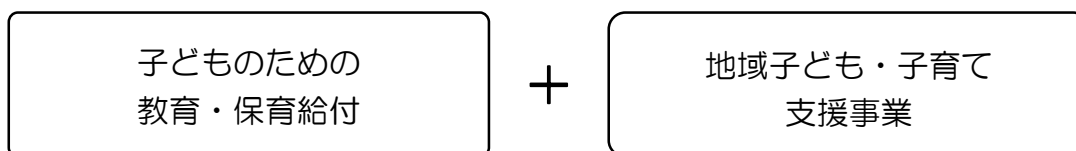
4-1 子ども・子育て支援新制度の創設

子ども・子育て支援新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として創設され、次の3つの施策を推進することを目的としています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保
(待機児童の解消・地域の保育を支援)
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

4-2 子ども・子育て支援新制度の給付・事業

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の2層で実施されます。



(1) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援給付として、次の3つの支援給付を規定しています。

(1) 施設型給付

施設型給付には、次の3つの給付があります。

- ① 認定こども園
- ② 幼稚園

ただし、新制度に移行しない私立幼稚園はこの給付を受けないため、利用者が自由に契約して利用できます。

- ③ 保育所

(2) 地域型保育給付

地域型保育給付には、次の4つの給付があります。

- ① 小規模保育
- ② 家庭的保育
- ③ 居宅訪問型保育
- ④ 事業所内保育

(3) 子どものための現金給付

子どものための現金給付とは、児童手当の給付です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度では、地域子ども・子育て支援事業として、次の13事業を規定し、市町村が地域の実情に応じて実施することとしています。

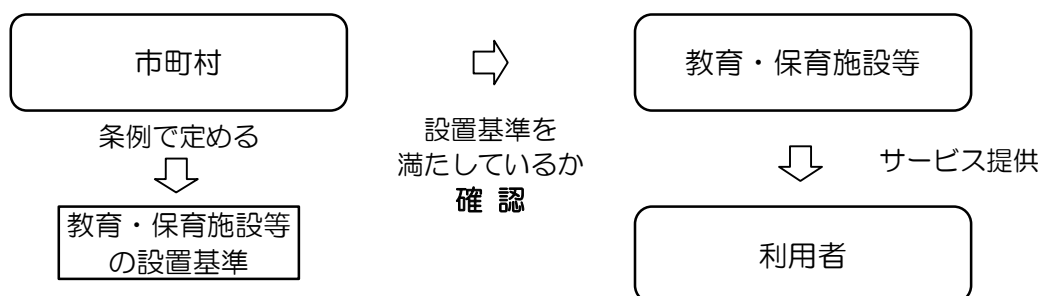
- ① 利用者支援
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ（学童保育）
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4-3 子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

(1) 教育・保育給付施設の確認制度

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設などの給付を提供する施設について、安心して教育・保育を利用できるように市町村が一定の基準を設け、施設がその基準を満たしている場合にのみ利用を可能とすることとしており、あらかじめ市町村が教育・保育施設などについて利用が可能である確認をします。

その際の基準は、それぞれの市町村が条例で定めることとしています。



(2) 教育・保育給付のための認定制度

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設などの給付を利用するためには市町村の認定を受けることになります。

認定された区分にしたがって次の表にかかげるような給付や事業を利用することができます。

年齢	教育・保育の希望	認定区分	利用できる給付の例
0歳児	保育を必要とする子ども	3号認定	保育所・地域型保育 地域子育て支援事業
	保育を必要としない子ども	—	地域子育て支援事業
1、2歳児	保育を必要とする子ども	3号認定	保育所・地域型保育 地域子育て支援事業
	保育を必要としない子ども	—	地域子育て支援事業
3～5歳児	保育を必要とする子ども	2号認定	認定子ども園・保育所 地域子育て支援事業
	学校教育を希望する子ども	1号認定	認定子ども園・幼稚園 地域子育て支援事業

(3) 保育の必要性についての認定基準

保育所などでの保育を希望する場合は、保育の必要性について次の事由に該当することが必要です。

- ① 就労（月64時間以上）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

また、先の事由とその状態によって、次のいずれかに区分されます。

- ① 保育標準時間の利用（フルタイム就労を想定した利用時間）
月120時間以上の就労
- ② 保育短時間の利用（パートタイム就労を想定した利用時間）
月120時間未満の就労

4-4 子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

平成26年2月に実施した子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査における調査結果と、住民基本台帳をベースとした将来人口推計による将来の子ども数の動向を基に平成27年～31年の5年間に必要な子ども・子育て支援事業の見込み量とその確保については、以下のとおりです。

ただし、新制度に移行しない幼稚園は、必要量確保の対象とはなっていません。

(1) 教育・保育施設給付等

教育については、現在町内の幼稚園定員は280人で、実際の利用希望者数を大きく上回っています。

その一方、保育については、現在町内の保育所定員は120人で、実際の利用希望者数とほぼ同程度です。

ニーズ調査から算出された教育・保育のニーズ量とこれまでの教育・保育の実績量とを勘案して今後の見込み量と確保策を次の表のとおりとします。

平成29年度をめぐりに新しい幼稚園の開園が予定されていて、現状では実施していない預かり保育を平成29年度より開始するものとして、2号認定の幼稚園利用の確保については、平成29年度から確保できるものとしています。

なお、ニーズがほとんどない地域型保育給付については、現在の供給状況が持続する限り、実施しないこととします。

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	幼稚園	148人	143人	140人	137人	137人
	※確保策	280人	280人	280人	280人	280人
2号認定	幼稚園	48人	46人	46人	44人	44人
	※確保策	0人	0人	46人	44人	44人
	保育所	75人	78人	77人	75人	75人
	※確保策	75人	78人	77人	75人	75人
3号認定 (保育所)	1,2歳児	39人	35人	38人	39人	38人
	※確保策	39人	35人	38人	39人	38人
	0歳児	6人	7人	7人	7人	7人
	※確保策	6人	7人	7人	7人	7人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査から算出されたニーズ量とこれまでの実績量とを勘案して今後の見込み量と確保策を次の表のとおりとします。

事業名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	見込み	人/日	93	91	92	91	90
	確保策	人/日	93	91	92	91	90
一時預かり事業 ※幼稚園在園者対象	見込み	人日/年	13,611	13,069	12,906	12,473	12,473
	確保策	人日/年	13,611	13,069	12,906	12,473	12,473
一時預かり事業 ※幼稚園在園者以外	見込み	人日/年	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	確保策	人日/年	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
病児保育事業等	見込み	人日/年	100	100	100	100	100
	確保策	人日/年	100	100	100	100	100
ファミリーサポート センター事業等	見込み	人日/年	0	0	0	0	0
	確保策	人日/年	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	見込み	人日/年	4	3	4	3	3
	確保策	人日/年	4	3	4	3	3
地域子育て支援拠点 事業	見込み	人回/年	604	601	632	636	629
	確保策	か所	1	1	1	1	1
利用者支援事業	確保策	か所	1	1	1	1	1
乳児家庭全戸 訪問事業	見込み	人/年	75	75	75	75	75
養育支援訪問事業	見込み	人/年	0	0	0	0	0
妊産婦健診	見込み	人回/年	980	980	980	980	980
放課後児童健全育成 事業 (学童保育)	低学年	人/日	130	130	125	125	125
	高学年	人/日	50	50	55	55	55
	確保策	人/日	50	50	55	55	55

第4章 計画の基本方針

1 計画の理念

本町のまちづくりの基本計画である「第3次久山町総合計画」では、久山町の将来像を「安心・元気な『健康が薫る郷』の実現」としています。

また、本計画の基となる「子ども・子育て支援法」（第2条）では、子ども・子育て支援について、

- ① 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- ② 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- ③ 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

と3つの基本理念を示しています。

本町の現時点での子育てに関する取り組みを定めた「久山町次世代育成支援後期行動計画」では、次のような3つ基本姿勢を掲げています。

- ① 次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく、生きる力を身につけ、郷土を愛する心を育めるよう支援します。
- ② 親たちが、子育てに喜びと希望をもち、語り合い、成長できる環境づくりを目指します。
- ③ 地域の異世代の人々が、「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、子や親とふれあい、交流を通して輪を広げ、子育てを支援しやすい環境づくりを推進します。

そこで本計画では、「子ども・子育て支援法」の基本理念をふまえながら、「久山町次世代育成支援後期行動計画」の理念を継承します。

理念

未来へはばだけ 我が郷の ^{さと} 小さな ^{いのち} 生命

2 計画の基本目標

子どもたちが夢を育み、将来社会に出た時にその夢に向かって自己実現をめざしていくためには、幼い頃から豊かで温かい環境のなかでのびのびと活動し、学ぶことがとても重要です。

また、子育てそのものが喜びをともなう豊かな営みであるように、周囲から手を差し伸べることも大切だと思います。

町の将来像と久山町次世代育成支援後期行動計画の基本姿勢を踏まえながら、計画の基本目標は、次のとおりとします。

① 子どもの育ちへの支援

子育てについては、その家庭が第一義的責任を持っているとしながらも、核家族化の進行とともに、ライフスタイルが多様化するなか、家族だけで子育てを完結することはとても困難になっているのが現状です。

地域社会全体で、子育て家庭が必要とする時に適切な保育を提供することが必要です。

また、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。

心身ともに日々成長を続けるこの時期に子どもが会う、家族、先生、友達、近所の人など、みな子どもの成長に関わっています。

子どもはさまざまな教えや体験を通して大きくなっていきます。

家庭・地域社会・教育機関等を通じて経験するさまざまなことは、心豊かにたくましく生きる力を身につける基となります。

幼児期の学校教育と小学校の連携や、地域における教育の充実を進めていきます。

② 子育て世代への支援

結婚し子どもを持つことを望む男女にとって、子どもが生まれ、すくすくと育っていくことは大きな喜びです。

妊娠した時から出産を経て子どもが成長していくなかで、母子ともに健やかであるように、子どもと親の健康づくりを支援します。

また、子育てが子育て家庭の負担になってしまわないよう、相談支援の充実を図り、子育てが楽しいものとなるよう積極的な情報提供を進めていきます。

また、特別の配慮が必要となる子どもや子育て家庭、障害のある子どもやその家庭にはより一層の支援が必要な場合もあります。

子ども・子育て支援は、このような基本的な考え方の下、「すべて」の子ども・子育て家庭を支援していく取り組みを進めます。

③ 子育て支援をしやすい地域づくり

子どもたちがその個性に応じて尊重され、生きる力を身につけて豊かに成長していくためには、近所の子ども同士や大人たちとの交わりによるさまざまな経験が必要です。

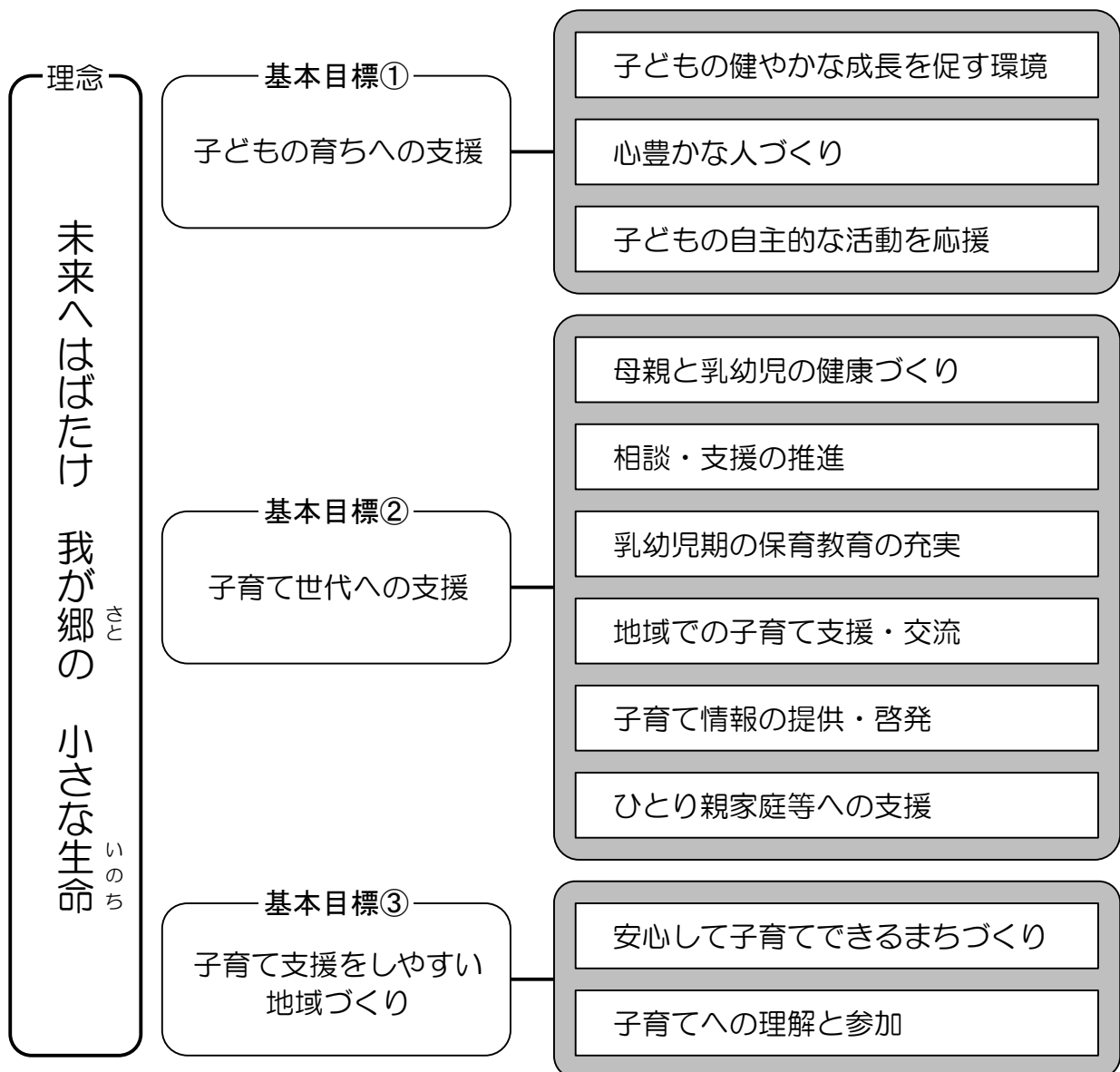
子どもたちの意思や興味を尊重しながら、いろんな分野の地域活動や自然体験メニューを用意し、子どもたちが能力と経験値を高めていける取り組みが必要です。

また、そうした取り組みを進めるためには、世代間を超えた指導者の育成を図ることが必要です

教育・保育を通じた子育て支援だけでなく、地域の安全確保等の安心できる子育て環境や、子どもや親子のための居場所づくり等といった「地域ぐるみ」の子育て支援の取り組みを進めていきます。

3 計画の体系

本計画では、具体的な子ども・子育て支援の取り組みについて、子どもの成長の段階や妊娠時から出産を経て子育てをしていく段階で時機に応じた適切な取り組みを進めていくため、計画の体系を次のように整理しました。



3-1 基本目標①ー子どもたちの育ちへの支援

(1) 子どもの健やかな成長を促す環境

子どもが心身ともに健やかに成長していくために、定期的に発育状態を確認し、病気やけがの予防を進めていきます。

また、発達に応じた栄養の取り方や親と子どもの両方の望ましい食習慣について情報を提供していきます。

すべての子どもが適切な保育を受けられるよう障害や発達障害のある子どもとその家庭に適切な支援体制を提供します。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
放課後や週末等の居場所づくりの推進 (アンビシャス広場) 実施主体 教育委員会	久山わいわいアンビシャスクラブ(久山町農村センター)と山田ジュニアアンビシャスクラブ(山田小学校体育館)と校区毎のアンビシャス広場を展開しています。	国が推進する「放課後子ども総合プラン」により、学童保育所とともに放課後子ども教室等の実施を協議する必要があります。	
健全育成の拠点としての児童館活動等の充実 実施主体 健康福祉課 教育委員会	町には、児童館が設置されていませんが、勤労青少年ホームが設置されており、おおよそ10人程度で構成された団体に対しては施設の利用を提供しています。	ニーズ調査で子どもや子育て親子が屋内で活動できる施設や運動や遊びができる広場等の要望が多く、児童館もしくはそれに準じた機能を持つ施設の検討が必要です。	
夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり (地域アンビシャス運動) 実施主体 教育委員会	町には、児童館が設置されていません。 居場所づくりとしては、地域アンビシャス運動を中心として各行政区での活動を支援しています。	ニーズ調査で長期休業期間の子どもの居場所についての要望が多く、児童館もしくはそれに準じた機能を持つ施設の検討が必要です。	
子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実 実施主体 教育委員会	小学校において38名以上の学級に補助教員を配置しています。	補助教員を配置により一人ひとりに応じた指導が実施できています。	
自然を学ぶ勉強会 (地域アンビシャス運動・アンビシャス広場) 実施主体 教育委員会	各行政区で、地域アンビシャス運動を実施しています。アンビシャス広場では、かぶと虫捕り、地引き網体験等の自然体験をおこなっています。	アンビシャス運動の回数を増やすことも検討していきます。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
<p>専門家による相談体制の強化</p> <p>実施主体 教育委員会 健康福祉課</p>	<p>児童相談所との連携や福岡県教育委員会のスクールカウンセラー派遣事業を実施しています。</p>	<p>連携体制の構築により、随時関係機関との連携が取れるようになっていきます。</p>	
<p>健康教育の推進</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>健康教育協議会で健康・体力向上・食育などを協議し、各学校で取り組んでいます。 小学校では、月1回の「ふれあい弁当の日」、中学校では生徒による「手作り弁当の日」を実施しています。</p>	<p>子どもが食に対する興味や生活習慣等を身につける一助となっています。</p>	
<p>心身の健康と交流を育むスポーツ・レクリエーションの振興（生涯スポーツ推進事業）</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>軽スポーツの普及、スポーツ推進委員会による体力測定会、久山スポーツクラブによる町民スポーツ大会等を実施しています。 また、アンビシャス広場のなかで多様なスポーツを行っています。</p>	<p>久山スポーツクラブの活動によりスポーツ指導者の育成等、子どもたちが活動できる多種多様なスポーツ環境の整備が図られています。</p>	
<p>集団登下校の推進</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>小学校低学年について実施しています。</p>	<p>防犯対策として子どもたち同士での声かけ等が必要です。</p>	
<p>子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>新入学時に防犯用の笛を配布しています。また、ホームルーム等で指導をしています。</p>	<p>子どもたちの防犯に対する意識啓発も必要です。</p>	
<p>学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>保護者に対する助言や訪問、相談など学校等関係機関と連携し支援しています。</p>	<p>今後も子どもの保護について、きめ細やかな支援が必要です。</p>	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
<p>教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援 (特別支援教育の推進事業、子ども発達相談事業)</p> <p>実施主体 教育委員会 健康福祉課</p>	<p>特別支援教育相談員の定期的な保・幼・小・中の巡回や就学指導委員会、子ども発達相談を実施しています。</p>	<p>ニーズを的確に把握し、継続した支援が必要です。また、就学指導委員会については今後、名称等について協議していく必要があります。</p>	
<p>保育所や学童保育における障害児の受け入れ</p> <p>実施主体 健康福祉課</p>	<p>未就学児については、ひさやま保育園「杜の郷」にて受け入れ可能としています。 学童保育については、現在対象となる子どもはいません。</p>	<p>学童保育所での今後の対象児童の受け入れ体制が課題です。</p>	

(2) 心豊かな人づくり

子どもの学力向上とともに子どもの個性や興味を伸ばし、自己の確立を図ります。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
<p>青少年の性に関する問題等についての教育・啓発</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>小学校・中学校において保健の時間で保健教育や保護者等への講演会等を実施しています。</p>	<p>インターネット等の普及による情報化社会の進展は、青少年の性に関する問題だけでなく、さまざまな取り返しがつかなくなるリスクがあります。薬物やいじめ等を含めた総合的な対策・啓発が必要です。</p>	
<p>性に関する正しい知識の普及および喫煙や薬物に関する教育</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に対する正しい知識の普及、また、喫煙や薬物等に関して小・中学校で規範教育を実施しています。</p>	<p>青少年の性に関する問題等についての教育・啓発と同様に総合的な啓発・教育が必要です。</p>	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
中学校での「心の教室相談」 実施主体 教育委員会	中学校では、週2回（4時間程度）2名の相談員を配置しています。また、両小学校には「子どもと親の相談員」を配置しています。	心に問題がありそうな子どもを、声かけ等によって積極的に支援をする必要があります。	
中学生の幼稚園・保育所での乳幼児との交流 実施主体 教育委員会	平成26年度からはNPOと連携し、中学3年生の家庭科の中で乳幼児との交流の場を設け、実施しています。	保育所に出向くなど、地域の乳幼児との交流も必要です。	
ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化 実施主体 教育委員会	小学校のふるさとタイムやチャレンジタイムで、地域の方をゲストティーチャーとして招へいしています。世代間交流の場ともなっています。	さらに地域との交流が必要です。	
生命の尊厳と人を思いやる心づくり（道徳推進事業） 実施主体 教育委員会	学校の教科（道徳）で教育しています。また、あいさつ運動を推進しています。	「道徳教育の推進」として、母性と父性への正しい意識づくりができています。	
地域資源を活かした社会教育・文化活動の充実（伝統文化子ども教室事業） 実施主体 教育委員会	地域行事・祭りの伝承や子どもの相撲大会等行っています。また、茶道・日本舞踊・華道等を実施し、アンビシャス広場において地域行事の継承の一環として行っています。	久山町文化交流センター等の施設を活かす、社会教育・文化活動の推進が求められています。	
世代間交流の推進 実施主体 教育委員会	ジュニア&シニアスポーツフェスタを開催し、子ども会育成会・老人クラブとの交流を実施しています。	さらによりよい世代間交流になるよう支援者との協議が必要です。	
被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施 実施主体 教育委員会 健康福祉課	犯罪被害に対する実績はありませんが、事件・事故に遭遇した子どもに対するスクールカウンセラー、スーパーバイザーを県に対し派遣の要請することとしています。	万が一に備え、県から派遣される相談員や専門機関との連携を常にとっておく必要があります。	

(3) 子どもの自主的な活動を応援

子どもが日常生活の中で安全にのびのびと自立と社会性をはぐくむことができるよう、子どもが自主的に活動する環境を確保します。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
ニュースポーツ等を通しての地域、世代間交流の推進 実施主体 教育委員会	久山スポーツクラブ、子ども会育成会や老人クラブと連携して年1回ジュニア&シニアスポーツフェスタを実施しています。	地域毎の交流の場が必要です。	
食事づくり等の体験活動の推進 (地域支援拠点事業) 実施主体 健康福祉課	子育て支援センター木子里での「お楽しみ会」のなかで年に数回実施しています。	よく参加されている参加者だけでなく新たな参加者を増やす工夫が必要です。	
学校におけるスポーツ環境の充実 実施主体 教育委員会	部活動の推進と定期的な運動場・体育館の整備、清掃を実施しています。	指導者の確保が必要です。	
自転車の安全利用の推進 実施主体 教育委員会 総務課	学期ごとに行う交通安全教室の中で実施しています。	自転車の安全利用・交通ルールに係る情報提供・教育が必要です。	

3-2 基本目標②—子育て世代への支援

(1) 母親と乳幼児の健康づくり

母子の健康増進を図るため、妊娠期から出産・子育てにいたるまで切れ目のない支援を実施していきます。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) 実施主体 健康福祉課	保健師が、全ての乳児を生後4か月までに訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行っています。発育発達の観察および育児に関する指導助言を行っています。	育児不安や産後うつなどの早期発見など、母子の健康支援の役立っています。訪問率はほぼ100%となっています。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
養育支援訪問事業 実施主体 健康福祉課	乳児家庭全戸訪問事業の実施やその他により把握した、養育環境・育児の状況において支援が必要な家庭に継続して訪問を行っています。 育児・家事援助については行っていませんが、専門的相談支援は保健師が行っています。	育児・家事援助について、他の事業の活用も含め検討する必要があります。	
病児・病後児保育事業（病児保育ルーム「コスモス」） 実施主体 健康福祉課	粕屋町・篠栗町との広域事業であり、粕屋町大坪医院と委託契約しています。保育所・学童保育で預かることができない疾病の治療中や回復期にあるおおむね10歳未満の児童について、保育を行っています。	他町に比べ久山町は利用者が少ないが、利用された保護者からは良い評価を得ています。	
乳幼児健康診査（4・7・12か月、1歳6か月、3歳） 実施主体 健康福祉課	母子保健法に基づき、乳幼児に対して実施する健康診査で、身体の発育状態、栄養状態、異常の有無、予防接種状況等の確認をし、異常の早期発見によって、適切な指導を行っています。また、生活習慣や、栄養その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。 4・7・12か月児は月1回、1歳6か月児・3歳は2か月に1回実施しています。子どもの発育、発達、養育状況を確認し、病気の早期発見や育児支援が必要なケースの把握につなげています。	年齢が上がるにつれ、受診率が低くなる傾向があります。すべての対象児が受診できるよう支援する必要があります。また、保健師等が、乳幼児及びその保護者と接触する機会であり、疾病や発達の遅れや虐待の早期発見に役立っています。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
妊婦一般健康診査 実施主体 健康福祉課	母子保健法に基づき、市町村による妊娠中の女性に対する健康診査で、妊婦の健康管理の向上を図り、安全な出産に寄与することを目的にしています。 福岡県・大分県・佐賀県医師会、福岡県助産師会に委託して実施しています。 14回分の妊婦健康診査補助券を交付し、適切に健診を受けるよう指導しています。	医療機関と連携をとり、必要な場合は保健師・管理栄養士が保健指導を行い、安全なお産ができています。	
プレママ教室 (母子健康教育事業) 実施主体 健康福祉課	妊婦やその家族を対象に、安心・安全にお産が迎えられるよう体調管理や栄養について集団の教室を、平成24年度より年2回開催しています。妊娠中の健康管理や食事管理について、講話・実習で学んでもらっています。	栄養講話や調理実習に対する父親参加の呼びかけを継続していく必要があります。	
カンガルー教室 (2歳児育児教室) 実施主体 健康福祉課	発達に見合った遊びをとおして同年齢の子どもと交流する機会を提供し、社会性・自主性を身につける支援を行っています。 2歳児を対象に1クール3回の教室を実施しています。	保育士・保健師が発達にあった親子の関わり方の助言を行うことで、子育ての不安解消の一助となっています。	
母子健康手帳発行 及び妊婦相談 実施主体 健康福祉課	月2回、母子健康手帳発行・妊婦相談日を設けています。その他、随時希望に依じて対応しています。保健師が個別に対応し、妊娠中の健康管理について指導を行っています。	妊娠初期に健康管理についての知識を提供し、必要な場合は個別に介入しており、安全な出産・未熟児の予防につなげることができています。	
産後の健康管理 実施主体 健康福祉課	子どもの4か月健診のときに、産後の体調チェックとして、母親の血圧測定と検尿を行っています。 必要があれば、再検査をしたり健康相談・医療機関への紹介等行います。	乳幼児健診を利用し、産後の継続した健康管理を行うことで、将来的な母親の健康管理につなげることができています。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
離乳食指導（4・7・12 か月児健診時） 実施主体 健康福祉課	4・7・12 か月健診で各月齢にあった離乳食指導・試食を行っています。	離乳食に関する相談は多く、ニーズは高くなっています。	
離乳食教室 実施主体 健康福祉課	妊娠期から離乳食初期の方を対象に離乳食の具体的な調理方法や食品の話など、生活に沿った指導を、H26年度から年5回で開始しています。	離乳食指導とともに、摂食機能の獲得を促し保護者が食に興味を持てるような支援が必要です。	
乳幼児・子ども医療費支給制度 実施主体 町民生活課	小学校6年生までの子どもの医療について、医療費を助成します。	医療費助成だけでなく、疾患内容を健康福祉課と検討し、子どもの医療費から見える課題を検討する必要があります。	
未熟児養育医療の給付 実施主体 健康福祉課	母子保健法に基づき、町が医療の必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行っています。	対象児は多くはないですが、給付内容や費用の実態を継続して分析する必要があります。	
総合的な親子の心の健康づくり対策 実施主体 健康福祉課	母親の育児不安や虐待等の問題に早期に対応するために、育児不安やストレスをかかえる親を把握し、日常的な育児相談に応じています。	育児不安やストレスをかかえる親を把握することにより、子どもへの虐待リスクがある家庭の早期に発見につながっています。	
重度心身障害者医療費支給制度 実施主体 町民生活課	小学校以上で身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の人、精神保健福祉手帳1級の人（精神病床への入院は対象外）、重複障害の人の医療について、医療費を助成しています。	医療費助成だけでなく、内容を健康福祉課と検討していく必要があります。	
小児医療の充実 実施主体 健康福祉課	安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実を図ります。 町内には小児科の専門医院はないため、近隣の市町村で対応しています。	小児科専門医院の希望はありますが、現状では困難と考えられます。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
小児救急医療の充実 実施主体 健康福祉課	小児救急医療については、粕屋保健医療圏における救急医療体制の充実とともに、県や近隣の市町及び関係機関との連携を進めます。 町独自では難しいため、小児救急ガイドブックを赤ちゃん訪問時を配布しています。	保健所や県単位での体制整備が必要です。	

(2) 相談・支援の推進

子育て中の親にとって子育てに悩んだ時や子育てが困難な時に、相談でき適切な支援を受けることは重要です。

妊娠期から出産・子育てにいたるまで切れ目のない支援を実施していきます。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
児童養護施設等でのショートステイ（短期入所生活援助事業） 実施主体 健康福祉課	若葉荘と委託契約し、一時的に児童に必要な保護を行う体制をとっています。平成22年度～平成25年度の間にご利用者はいませんでした。	周知度が低いため、PR方法等を検討する必要があります。	
夜間養護等事業 実施主体 健康福祉課	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、適切な施設でその児童に必要な保護を行う事業です。 町では実施していません。	ニーズはありませんが、緊急時の事業としての検討は必要です。	
地域子育て支援拠点事業 実施主体 健康福祉課 「木子里（きっこり）」で実施	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、また、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場所として専用施設で「にこにこひろば」「たんぼぼ組」など行っています。	利用者には良い評判を得ていますが、固定化する傾向にあります。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
赤ちゃん相談 実施主体 健康福祉課	12 か月までの乳児を対象に、月 1 回「木子里」で「あかちゃんの部屋」として計測・育児相談・講話等を実施しています。保健師・管理栄養士が対応しています。	実施場所を「木子里」に変更後、利用者数が伸びており、リピーターも多くなっています。さらなる内容の充実を図るため、保育士と保健師・管理栄養士との連携が必要です。	
子ども発達相談 実施主体 健康福祉課	発達の遅れなど療育が必要な子どもに対し、臨床心理士・言語聴覚士・専任の保育士による集団・個別の療育を行っています。幼稚園・保育園の巡回や連絡会など他の機関との連携をしながら適切な支援ができる体制をとり、療育が必要な子どもに早期に介入しています。	定期的療育に加え、発達に関する相談・面接で、家庭での親子の関わり方などの支援を行ったことで、親の不安軽減にも繋がっています。発達面において援助が必要な子どもを早期発見するために、健診や幼稚園・保育所・教育委員会との連携が必要です。	
相談指導等の実施 実施主体 健康福祉課	乳幼児健診内で医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職が育児に関する相談に対応しています。 また、乳幼児健診の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故防止のため、啓発に取り組んでいます。	医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職による相談の場として活用されています。	
在宅支援の充実 実施主体 健康福祉課	虐待の進行防止、家族の再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等を図るため、必要に応じ、県等と連携をとり支援しています。	関係機関が連携した支援活動の継続が必要であり、さらに、必要に応じて家事援助等の養育支援訪問事業等の対応の検討が必要です。	

(3) 乳幼児期の保育教育の充実

親の就労等により保育が必要な子どもに保育を提供するだけでなく、幼児期の教育を希望する子どもについても教育の提供を行うとともに、病時期や病後の保育や理由を問わない一時預かり等、新しい子ども・子育て支援制度のなかで、実施していきます。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
学童保育所（放課後児童健全育成事業） 実施主体 健康福祉課	総定員は 150 名程度で、久原学童保育所は人数が多くなってきており、新たに 1 か所設置予定です。	保護者会に委託している運営方法について見直しの要望もあり、協議する必要があります。	
一時預かり事業 実施主体 健康福祉課	ひさやま保育園杜の郷で実施しています。	利用者は多く、今後さらに利用の増加が見込まれるので、受け入れ体制の充実が必要となってきます。	
幼稚園預かり保育 実施主体 教育委員会	平成 29 年度をめぐりに町立幼稚園の見直しをしており、預かり保育を実施する方向で協議しています。	新園の開園に向けて、ニーズに合わせた実施回数等内容を協議する必要があります。	
幼稚園の子育て支援推進 実施主体 教育委員会	幼稚園に通う児童の保護者からの相談等には随時応じています。	随時相談に応じることで幼稚園に通う保護者及び子どもの積極的な支援ができています。	
通常保育・延長保育事業 実施主体 健康福祉課	ひさやま保育園杜の郷で実施しています。 現在待機児童はなく、新制度での（緩和された）入所要件も適用しています。	利用者の満足度も 98% を超えており、ニーズにあったサービスが提供できています。	
休日保育事業・夜間保育事業 実施主体 健康福祉課	実施していません。	受け入れ体制等整備が必要です。	
幼稚園開放による子育て相談の推進 実施主体 教育委員会 健康福祉課	幼稚園の園庭を開放し、幼稚園児と未就園児の親子交流を実施する中で、子育て相談を推進します。 町立幼稚園において年 4 回未就園児交流を開催し、相談にも応じています。	新園開園に向けて、未就園児教室の開設の協議が必要です。	
家庭的保育事業（保育ママ） 実施主体 健康福祉課	実施していません。	通常保育で対応しておりニーズがありません。	

(4) 地域での子育て支援・交流

子どもやその保護者が地域で孤立することがないように、子どもやその保護者の交流を進めることをはじめ、地域のなかで子育てについて支援する活動を推進します。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
ファミリー・サポート・センター 実施主体 健康福祉課	保育等に関する援助を受けることを希望する保護者等とその援助を行うことを希望する者(＝援助希望者)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。 町では実施していません。	ニーズ調査では、「送り迎え」やちょっとした手助けを希望する意見があり、ファミリー・サポート・センター事業または、同等の機能を持った地域の実情に合わせた取り組みの検討が必要です。	
利用者支援事業 実施主体 健康福祉課	地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、利用調整、利用援助等を行う事業です。 町では実施していません。	相談や情報の一元的な窓口として実施に向けた協議が必要です。	
のびっこ教室 実施主体 健康福祉課	子育て支援拠点事業の一環として熊丸みつ子先生を迎え、時間たっぷりに子育てについて親と子がともに楽しめる教室となっています。	評判も良く母親以外の参加も見られる事業ですが、自由参加の利点を活かし更なる参加者の増加を図ることが必要です。	
子育て支援「なかよしクッキング教室」 実施主体 健康福祉課	子どもたちの心と身体を健やかに育てていくため旬の食材を使った食育と、保護者の仲間づくりを目的としています。 町内の有志グループ「久山町子育て支援なかよしグループ」により行われており、町と社協からの助成金が事業費の一部に充てられています。保育士を中心とする「ボランティアサポート隊」の協力による託児もあるため、乳幼児をもつ母親も参加しやすくなっています。	世代間交流の場ともなっており、家庭保育を行う保護者へのサービスの一環として評価を得ています。	
子育てサークルへの支援 実施主体 健康福祉課	子育てサークルの活動の場の提供や、指導者の派遣、活動に関する相談、情報提供等を実施します。	社会福祉協議会等と連携しながら、新たな子育てサークルの活動支援のため、情報提供等の必要があります。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
ボランティア・地域サークルなど、保護者同士の活動支援 実施主体 健康福祉課 教育委員会	ボランティア・地域サークルの場の提供や、活動に関する相談、情報提供等を実施します。 読み聞かせや布えほん等のボランティアが活動しています。	ボランティア連絡協議会や社会福祉協議会等と連携しながら、支援基盤の見直し、情報提供等の必要があります。 また、地域での行事・活動が子育て支援につながる場合も多いことから、地域行事・活動の実態把握等を進める必要があります。	

(5) 子育て情報の提供・啓発

子どもの健全な育成を図るため、子育てに必要な情報を提供します。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
保育サービスに関する積極的な情報提供 実施主体 健康福祉課	現在、町の広報及びホームページに「子育て通信」を掲載し、久山町子育て支援センター「木子里（きっこり）」での活動等、定期的に子育てに関する記事を掲載しています。また、子育て関連窓口・機関で情報冊子の提供等実施しています。	よく利用されている参加者だけでなく新たな参加者を増やす工夫が必要です。	
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布 実施主体 健康福祉課	毎年度子育て情報を作成し、窓口、「木子里」、赤ちゃん訪問等で配布しています。	子育て支援サービス等について利用者への十分な周知が必要です。	

(6) ひとり親家庭等への支援

安心して子どもを生き育てることができるよう、ひとり親家庭等について支援します。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
ひとり親家庭等医療費支給制度 実施主体 町民生活課	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの医療について、医療費を助成しています。	担当課と健康福祉課との連携が必要です。	
児童扶養手当 実施主体 健康福祉課	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童が18歳に達するまで保護者に国県の事業として支給しています。	県との連携が必要です。	
母子・寡婦福祉資金 実施主体 健康福祉課	ひとり親家庭等の生活の安定とその子どもの福祉を図るために、各種資金の貸付を県の事業として行っています。	県との連携が必要です。	
相談窓口の充実や情報提供 実施主体 健康福祉課	ひとり親家庭等に対する施策や自立支援に向けた就労情報等を提供しています。	県やハローワークが行う相談会や就労情報等について周知が必要です。	

3-3 基本目標③—子育て支援をしやすい地域づくり

(1) 安心して子育てできるまちづくり

子育てしやすい町を目指し、子育て生活の環境を向上していきます。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
保育サービス評価制度の導入 実施主体 健康福祉課	ひさやま保育園杜の郷では、保護者からの苦情に対する申告窓口を設け、第三者委員を設置し、適切に対応する仕組みを整備しています。	保育サービス評価制度の導入が必要です。	
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成 実施主体 健康福祉課	保育所を中心に地域子育て支援センター「木子里」等地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成しています。	関係機関との連携を深めながら、情報の共有化を図っていく必要があります。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
<p>久山町子ども会育成会連絡協議会活動の支援</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>各校区の子ども会育成会で組織する久山町子ども会育成会連絡協議会の活動を支援します。</p> <p>久山町子ども会育成会連絡協議会は、親と子、地域とのかかわりを重視し、定期的な会議の開催、イングループリーダー研修や「祭りひさやま」への参加等活動しています。</p>	<p>子ども会への入会・参加が減少しています。</p> <p>子ども会の活動でイングループリーダーやジュニアリーダーを育成することは、地域の活動のリーダー養成にもつながるので、あらためて子ども会活動を活性化していく必要があります。</p>	
<p>幼児（児童）虐待防止の体制</p> <p>実施主体 健康福祉課</p>	<p>保健事業、教育機関、地域住民等からの情報に、児童委員が速やかに対応するとともに、児童相談所等の関係機関と連携を図り、適切な保護・支援をする体制を敷いています。</p> <p>民生児童委員も参加する久山町要保護児童対策地域協議会を設置しています。</p>	<p>各関係機関との連携を強化し継続していく必要があります。</p>	
<p>学校開放を利用した子育て支援活動の推進</p> <p>実施主体 教育委員会</p>	<p>教職員の自主的な参加・協力を得ながら学校施設の開放を行い子育て支援を推進します。</p> <p>社会体育（ジュニア団体）への施設開放、使用料免除等実施しています。</p> <p>また、管理上一般には校庭だけ開放しています。</p>	<p>既存施設の有効活用とともに、地域ぐるみでの子育て支援を進める一環として家庭教育の講座やレクレーションイベント等に、学校開放による子育て支援活動の場を提供することの検討が必要です。</p>	
<p>いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童及びその家庭への支援並びに引きこもり及び不登校への対応</p> <p>実施主体 教育委員会 健康福祉課</p>	<p>必要に応じ、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、そのために地域ぐるみの支援ネットワークを整備し、また、関係機関による専門チームを編成します。</p> <p>児童・生徒・保護者が気軽に相談できる雰囲気大切にしながら、町内関係機関の連携を強化しています。また、福岡県少年サポートセンターとの連携を図り、諸問題に対応しています。</p>	<p>現在、該当事例が少ないが体制づくりは必要です。</p>	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
安全で豊かな学校施設の整備 実施主体 教育委員会	安全性確保のため、耐震工事や老朽化した施設の大規模改修を実施し、随時、施設の修繕を実施しています。	ニーズ調査で小学校にエアコンを整備してほしいという意見と中学校で給食を実施して欲しいという意見があり、協議が必要です。	
児童生徒の安全管理 実施主体 教育委員会	緊急対応体制の整備や学校支援員による校内巡回を実施しています。また、保護者、老人クラブ、校区安全対策委員会等の協力により、登下校時の見守り等実施しています。校区安全対策委員会を年3回開催しています。	ニーズ調査では登下校時の安全確保に不安を持つ意見があります。	
地域に根ざした特色ある学校づくり 実施主体 教育委員会	老人クラブ等との連携によりふるさとタイムやチャレンジタイムにゲストティーチャーを招聘し、年1回、発表会を実施しています。また、小学校の首羅山遺跡をはじめとする地域の文化財教育、地元企業で中学校の職場体験を実施しています。また、各学校において学校評議員を3～5名委嘱しています。	首羅山遺跡等久山独自の文化財教育では一定の評価を得ています。	
久山町総合グランド公園・久山町総合運動公園等の整備 実施主体 田園都市課	久山町総合グランド公園について、乳幼児を連れた家族から高齢者にいたるまで利用しやすい環境を整備します。また、久山町総合運動公園を現在整備中です。	ニーズ調査では遊具の設置が求められています。新しく整備中の久山町総合運動公園について、愛称をつけたり、施設情報を広く提供する等が求められます。	
子どもたちを有害環境から守るための取り組み 実施主体 教育委員会	青少年補導員会での声かけ・地域巡回を実施しています。	地域巡回による支援が必要です。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
良質な住宅の確保 及び宅地の整備 実施主体 経営企画課	上久原区画整理及び上山 田区画整理による新規住 宅地を確保しており、上山 田、草場地区にも住宅地を 整備する予定です。 また、地区計画に基づき、 調和のとれた街並み形成 を行います。	少子高齢化が進む中、防 災、防犯面に配慮し地域 で支え合えるようなコ ミュニティの形成が望 まれます。	
通園・通学路の整備 実施主体 田園都市課	道路改良時に歩道または 歩行帯を設置しています。	歩車分離についての協 議が必要です。	
公共施設の整備 実施主体 経営企画課	公共施設等について、バリ アフリー化を推進します。	既にある施設について もバリアフリー化の検 討が必要です。	
子育て世帯にやさ しいトイレ等の整 備 実施主体 総務課 ほか おもな公共施設 庁舎・公民館 総務課 公園(3か所) 田園都市 課 健康・福祉施設 健 康福祉課 教育施設 教育課	総務課が中心となってそ れぞれの施設管理者が推 進しています。 新たに施設を設置する場 合、ベビーシートの設置等 実施します。	公共施設での整備と推 進が必要です。	
防犯灯の設置 実施主体 田園都市課	行政区からの要望により、 設置の検討をしています。 防犯灯の設置にあたって は、農地隣接箇所につい ては行政区を通して農家と の協議が、県道については 福岡県への専用手続きが 必要になります。	照度を測るなど、要望と は別に防犯上必要箇所 を明確にする必要があ ります。	
身近で安全に遊べ る広場の整備 実施主体 経営企画課 田園都市課	街区公園は設置されてい ます。遊具については、行 政区での管理を前提に行 政区からの要請に応じて 設置しています。	ニーズ調査で気軽に遊 べる広場の整備を求め る意見が多くあります。	
交通安全教室の実 施 実施主体 教育委員会 総務課	学期ごとに子どもや保護 者を対象とした、参加・体 験・実践型の交通安全教育 を実施しています。	地域との連携が必要で す。	

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
交通安全教育指導者の育成 実施主体 教育委員会 総務課	交通安全教育にあたる職員の指導力の向上に努めています。	地域での見守り強化のため、住民に対する交通安全教育の指導者育成の講習会が必要です。	
青少年補導員の情報交換・研修会 実施主体 教育委員会	青少年補導員の研修会による情報交換を実施しています。	警察その他関係機関との密な情報交換が必要です。	
久山町幼・小・中学校校区安全対策委員会とパトロール活動の推進 実施主体 総務課 教育委員会	P T A等の学校関係者や地域の高齢者等の防犯ボランティアとの連携したパトロール活動を実施しており、自家用車に取り付ける「安全パトロール実施中」のステッカーを配布しています。	行政と校区安全対策委員会との連携が必要です。	
登下校パトロール指導 実施主体 総務課 教育委員会	P T A等の学校関係者や高齢者ボランティア、交通指導員、防犯指導員等の関係機関・団体と連携した登下校時のパトロール活動を推進します。 交通指導員は、月 1 回と交通安全運動期間に活動しています。	地域の連携の強化が必要です。	
「子ども110番の家」の周知及び活動支援 実施主体 教育委員会	P T A が点検、取り付けの依頼を行っている「子ども110番の家」の周知啓発活動を支援しています。	「子ども110番の家」の周知を徹底する必要があります。	
「安全パトロール実施中」の巡回活動支援 (交通安全啓発事業) 総務課 教育委員会	登下校時間に総務課の担当者が行っており、地域の住民が主として登下校時間に「安全パトロール実施中」のステッカーを自家用車に取り付けて通学路付近を巡回する見守り活動を支援しています。	抑止力のあるステッカーの取り付けの推進が必要です。	
久山町要保護児童対策地域協議会の充実 実施主体 健康福祉課	児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまで各関係機関と連携をとりながら、個別のケースの解決を図っています。	福岡県福岡児童相談所および各関係機関とのさらなる連携の強化が必要です。	

(2) 子育てへの理解と参加

町ぐるみでの子育て支援を推進するために、地域や事業者の子育てへ理解と参加を促していきます。

事業・取り組み等	現状	課題・評価等	方向性
子育てに関する意識啓発等の推進 実施主体 健康福祉課 教育委員会	子育て関係事業の利用者や教育・保育従事者の声を広報に掲載、保育所及び幼稚園からのお知らせ、講演会等の機会を捉えて、意識啓発を図っています。	子育て事業への関心を強化するための広報・啓発活動が不足しています。	
幼稚園・小・中学校間の連絡会設置と交流会の実施 実施主体 教育委員会	幼・小、小・中の連絡会を実施しています。また、幼・小・中の教職員の合同研修会、交流会を開催しています。 また、遠足や修学旅行の合同実施等連携を図っています。	保育所を含めた町での一体的な交流会の検討が必要です。	
仕事と生活の調和の実現や子ども・子育て支援への理解や合意形成に向けた広報・啓発等 実施主体 総務課 健康福祉課	国、県の関係機関と連携して、仕事と生活の調和の実現や子ども・子育て支援への労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するもので、町では具体的には行っていません。	国、県の関係機関と連携して、広報・啓発の具体的な推進が必要です。	
住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進 実施主体 総務課 教育委員会	有線放送や、学校からの一斉メールにより、自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報提供を行っています。	利用できる情報ツールを活用し、地域全体への情報提供を継続する必要があります。	